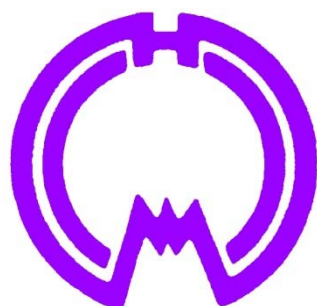


利尻富士町公共施設等総合管理計画



平成 28 年 12 月策定

(令和 4 年 3 月改訂)

利尻富士町

目 次

1 章	はじめに	1
1	1 計画の背景と目的	1
2	2 計画の位置づけ	1
3	3 計画の対象施設	2
4	4 計画期間	2
2 章	利尻富士町の現状	3
1	1 利尻富士町の概要	3
2	2 人口の推移と今後の見通し	4
3	3 財政の状況	6
3 章	公共施設等の現状と今後の見通し	8
1	1 建築系公共施設の現状と今後の見通し	8
2	2 土木系公共施設の現状と今後の見通し	19
3	3 公共施設等全体のまとめ	33
4 章	現状や課題に関する基本認識	35
5 章	公共施設等マネジメントの理念と目的	36
1	1 計画の管理方針	36
2	2 計画の推進体制	36
3	3 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標	37
6 章	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	38
1	1 人口減少を見据えた整備更新	38
2	2 住民ニーズへの適切な対応	39
3	3 民間活力の積極的な導入	39
7 章	公共施設等の管理に関する実施方針	41
1	1 点検・診断等の実施方針	41
2	2 維持管理・修繕・更新等の実施方針	42
3	3 安全確保の実施方針	43
4	4 耐震化の実施方針	44
5	5 長寿命化の実施方針	45
6	6 ユニバーサルデザイン化の推進方針	46
7	7 統合や廃止の推進方針	46
8 章	施設類型毎の管理に関する基本的な方針	47
1	1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	47
2	2 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針	52

9章 長寿命化対策を反映した今後の見込み.....	54
1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方.....	54
2 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針.....	54
3 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果.....	55
10章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策.....	57
1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	57
2 P D C Aサイクルの推進方針.....	59

1章 はじめに

1 計画の背景と目的

利尻富士町では、多くの公共施設（庁舎・校舎等の建築系公共施設）や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り組んできました。

しかしながら、これらが時間の経過とともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

長期的展望においては人口減少・少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

そこで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針を定めることを目的とした、「利尻富士町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という）」を平成28年12月に策定しています。

その後、公共施設等総合管理計画の基本方針等に基づき、学校施設長寿命化計画や公営住宅等長寿命化計画等の個別施設計画が策定・見直しされ、各施設の状態等を踏まえた具体的な対策の内容と時期等の方針が示されました。

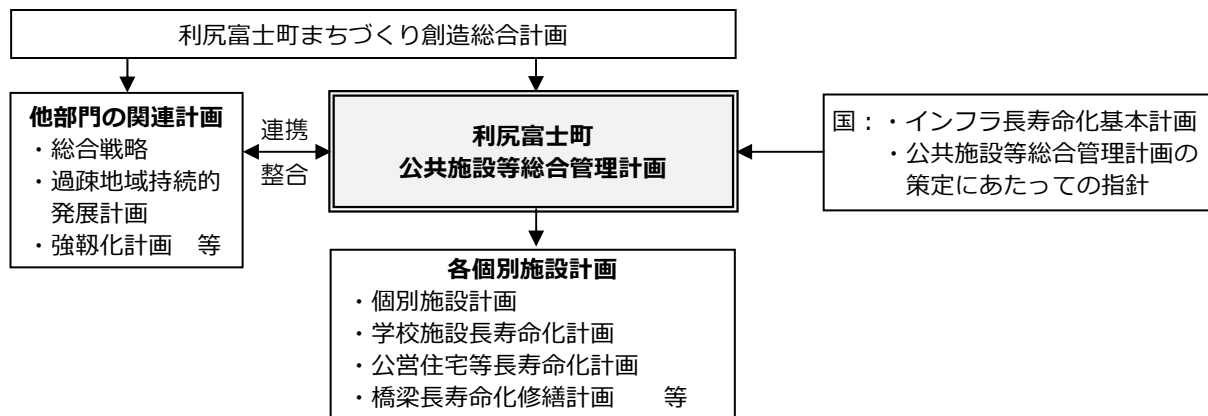
また、総務省では「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を平成30年2月27日に改訂しています。

「利尻富士町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という）」は、計画策定から5年が経過していることから、これまでの公共施設等の取組等について検証するとともに、改訂された指針を踏まえ、見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「利尻富士町まちづくり創造総合計画」を上位計画として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理等における基本方針を示すものであり、「過疎地域持続的発展計画」などの関連計画と整合を図ります。施設別の具体的な取組み等については、各個別施設計画によって定めます。

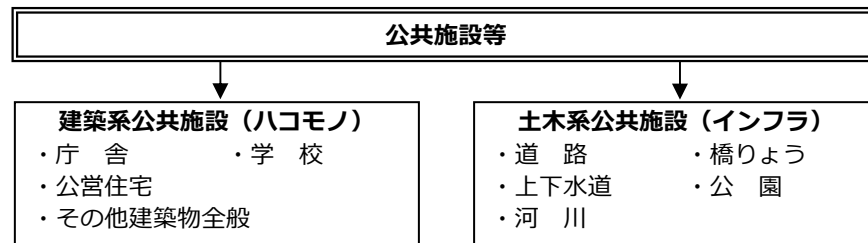
図 計画の位置づけ



3 計画の対象施設

本計画の対象とする公共施設等は、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設（インフラ）」で、町が保有する全ての施設とします。

図 対象となる公共施設等



4 計画期間

平成 28 年 12 月策定の当初計画では、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間としていましたが、見直しに合わせて令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を新たな計画期間とします。

なお、上位計画である総合計画の進捗状況や人口動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見直しを行うこととします。

図 計画期間



2章 利尻富士町の現状

1 利尻富士町の概要

(1) 土地利用

利尻富士町は秀峰利尻山（1,721m）を中心にして西部は利尻町と接し、東は利尻水道をはさんで稚内市と相対し、北西は礼文島と10 kmの海をへだてて指呼の間にあります。

地目別の面積をみると、山林と原野をあわせて約18%を占めており、宅地は0.7%となっています。

図 利尻富士町位置図



表 地目別面積

(単位：km²)

	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総面積
面積	-	8.29	0.76	-	0.15	11.35	0.70	7.42	1.06	75.88	105.61
	-	7.8%	0.7%	-	0.1%	10.7%	0.7%	7.0%	1.0%	71.8%	100.0%

資料：令和3年北海道統計書

(2) 地形・気候

気候は、沿岸一帯を流れる対馬暖流によって受ける影響が大きく、温暖で近年の最高気温の平均は29℃、最低気温も零下15度以下になることは極めてまれで、夏は涼しく冬は積雪も少なく恵まれてはいますが、季節風が他地域にみられないほど強く、典型的な北方離島特有の自然条件下にあります。

表 利尻富士町の気象概要

	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)
		平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	
	平成28年	812.5]	6.7	28.8	-12.6
平成29年	615.5]	6.8	26.6	-12.7	6.3
平成30年	841.5	7.2	30.1	-12.4	6.9
令和元年	640	7.4	29.8	-16.6	6.6
令和2年	1251.5	7.5	29.7	-12.5	6.4
平均	832.2	7.12	29	-13.36	6.46

資料：気象庁ホームページ

2 人口の推移と今後の見通し

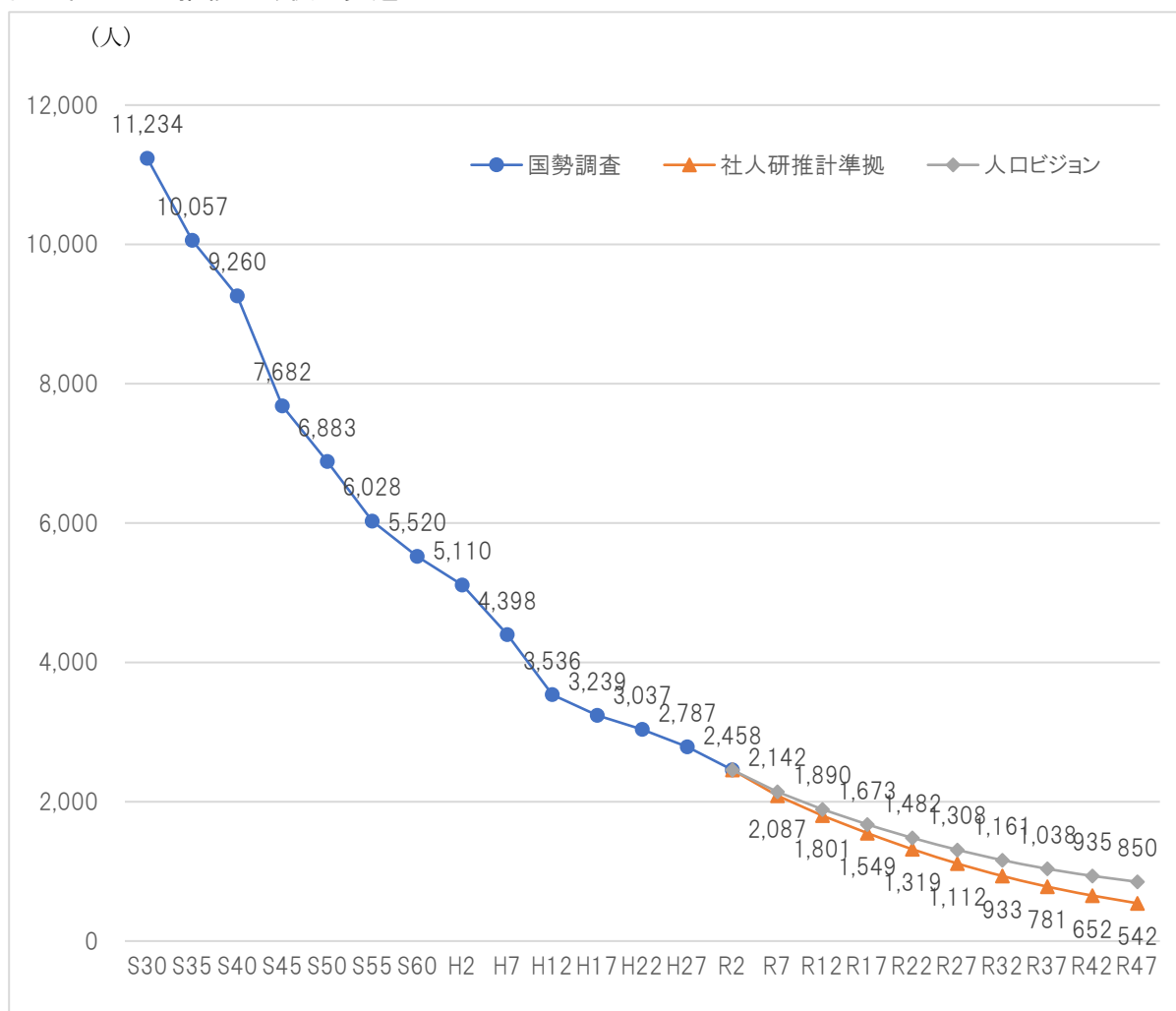
(1) 総人口

本町の人口は、昭和 30 年に 11,234 人とピークを迎え、その後は減少が続いています。令和 2 年国勢調査における人口は 2,458 人であり、ピークから約 78%減少しています。

本町における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 2 年以降も減少を続け、令和 47 年には約 540 人（令和 2 年人口の 22%）になると予想されます。

利尻富士町人口ビジョンにおける展望人口は、令和 47 年で 850 人（令和 2 年人口の 35%）と設定しています。

図 総人口の推移と今後の見通し



資料：各年国勢調査、利尻富士町人口ビジョン第 2 期

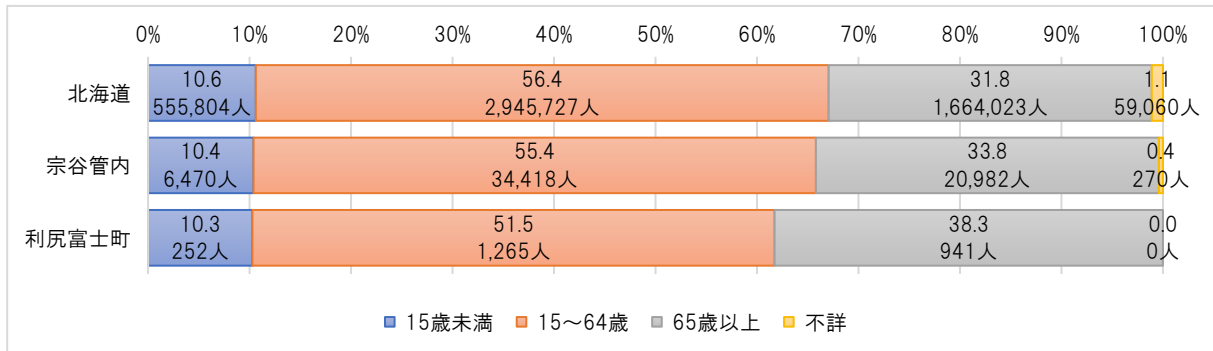
(2) 年齢別人口

年齢別人口構成比をみると、令和2年国勢調査で、年少人口（15歳未満）10.3%、生産年齢人口（15～64歳）51.5%、高齢人口（65歳以上）38.3%となっています。高齢化率は全道、宗谷管内と比較しても高くなっています。

15年間（平成17～令和2年）の推移をみると、年少人口と生産年齢人口はともに減少、高齢人口は増加しています。

高齢人口は、令和7年を境に減少へ転じる見込みですが、高齢化率はその後も増加し令和17年に生産年齢人口率を上回る見込みです。

図 年齢別人口構成比の比較

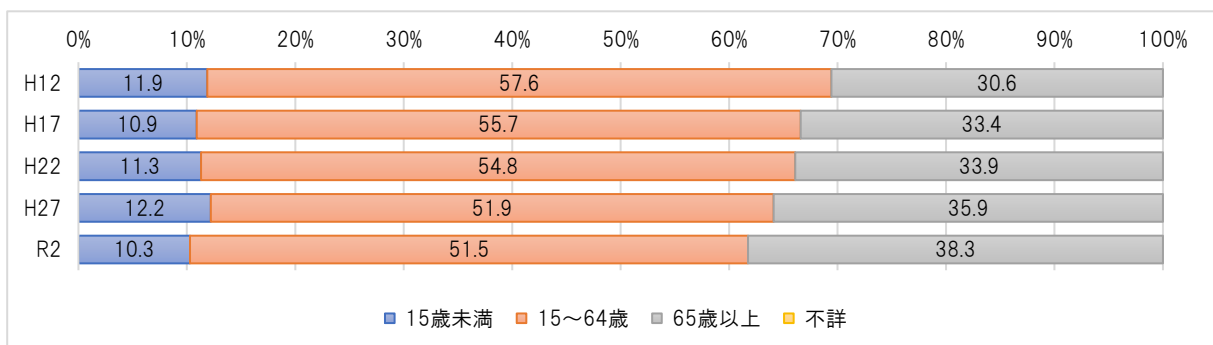


資料：令和2年国勢調査結果

図 年齢別人口構成比の推移

	15歳未満 (年少人口)	15～64歳 (生産年齢人口)	65歳以上 (高齢人口)	不詳	総人口
H12	420 11.9%	2,035 57.6%	1,081 30.6%	0 0.0%	3,536 100.0%
H17	353 10.9%	1,803 55.7%	1,083 33.4%	0 0.0%	3,239 100.0%
H22	342 11.3%	1,665 54.8%	1,030 33.9%	0 0.0%	3,037 100.0%
H27	340 12.2%	1,447 51.9%	1,000 35.9%	0 0.0%	2,787 100.0%
R2	252 10.3%	1,265 51.5%	941 38.3%	0 0.0%	2,458 100.0%

図 年齢別人口構成比の推移



資料：各年国勢調査結果

3 財政の状況

(1) 歳入

令和元年度の普通会計を基に本町の歳入の状況を見ると、町税をはじめとする自主財源は約13.6億円で、地方交付税が約23.5億円となっています。

自主財源は平成29年度まで全体の15%前後で推移し、その後上昇し、令和元～2年度では26%台になっています。

図 歳入の推移 (H23～R2)

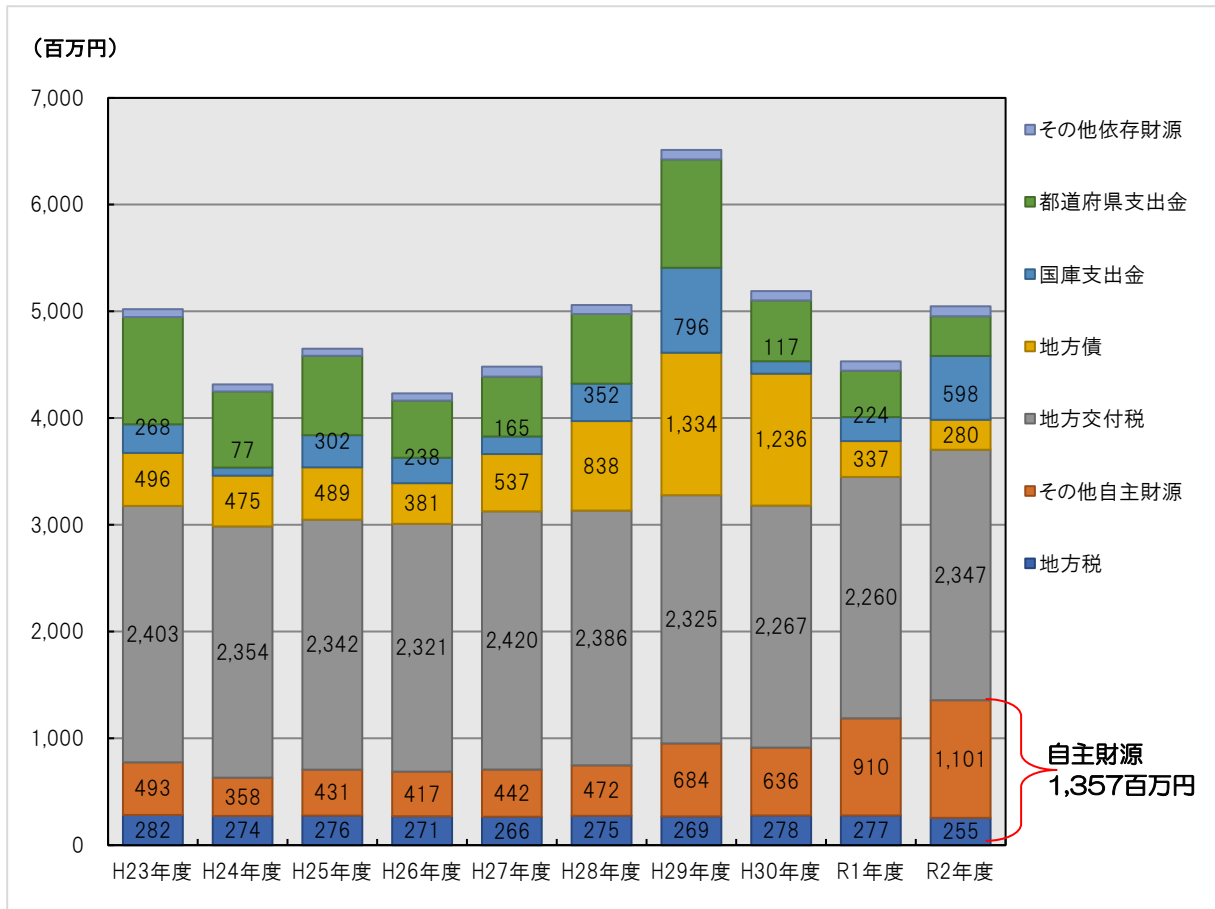
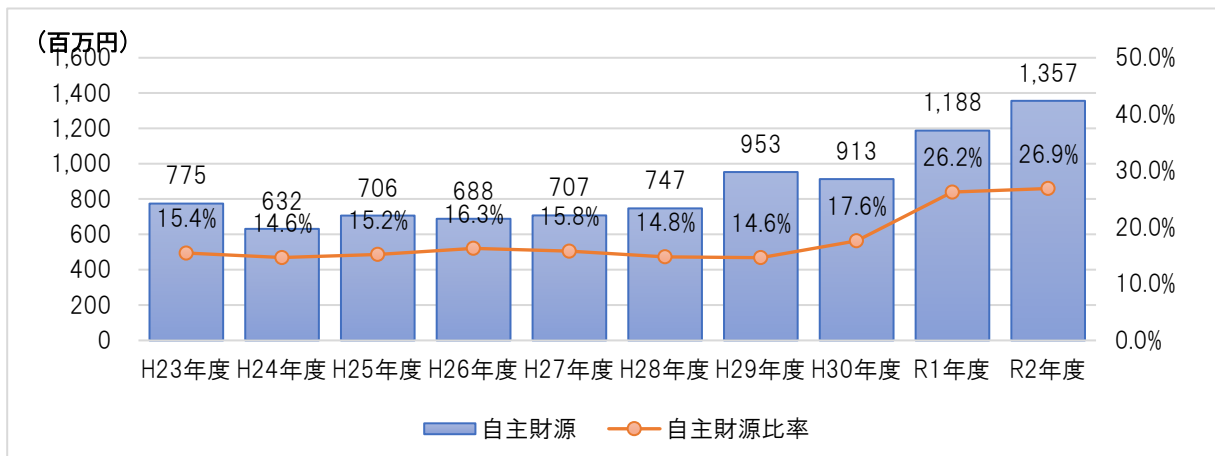


図 自主財源・自主財源比率の推移 (H22～R1)



(2) 歳出

歳出の状況を見ると、投資的経費は平成 26 年度以降に増大し、平成 29 年度には学校施設の建設により約 27.5 億円になり、その後減少しています。全体に占める割合も 6～40%台で変動し、令和 2 年度では 6.4%となっています。

令和 2 年度における義務的経費は約 15 億円で、全体に占める割合は約 31%です。

図 歳出の状況 (H23～R2)

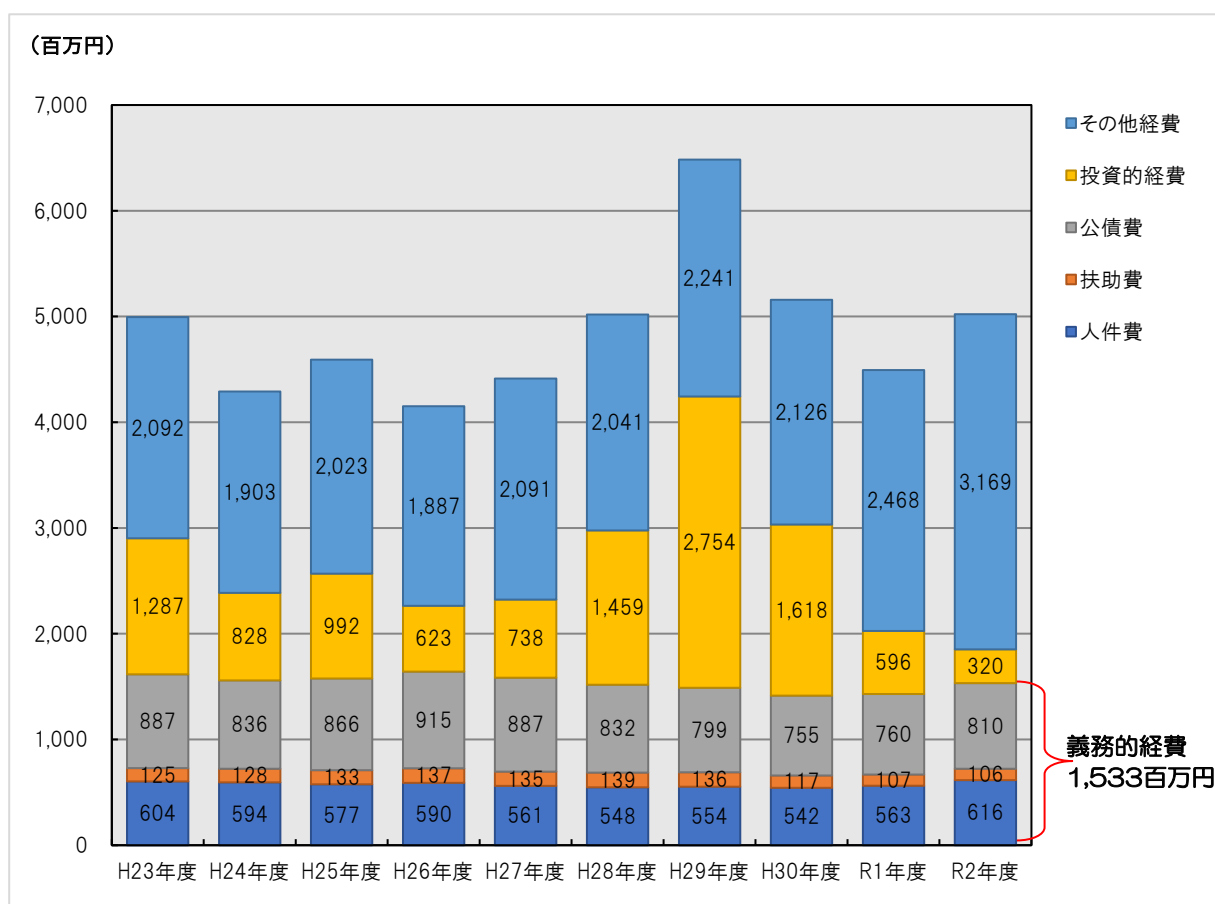
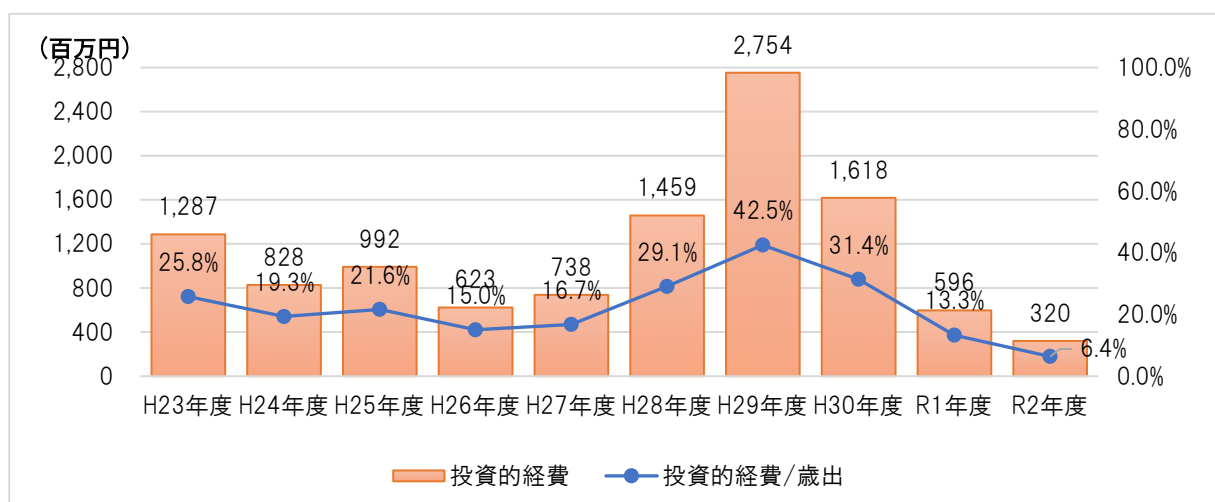


図 投資的経費と歳出総額に占める投資的経費の割合 (H23～R2)



3章 公共施設等の現状と今後の見通し

1 建築系公共施設の現状と今後の見通し

(1) 建築系公共施設の現状

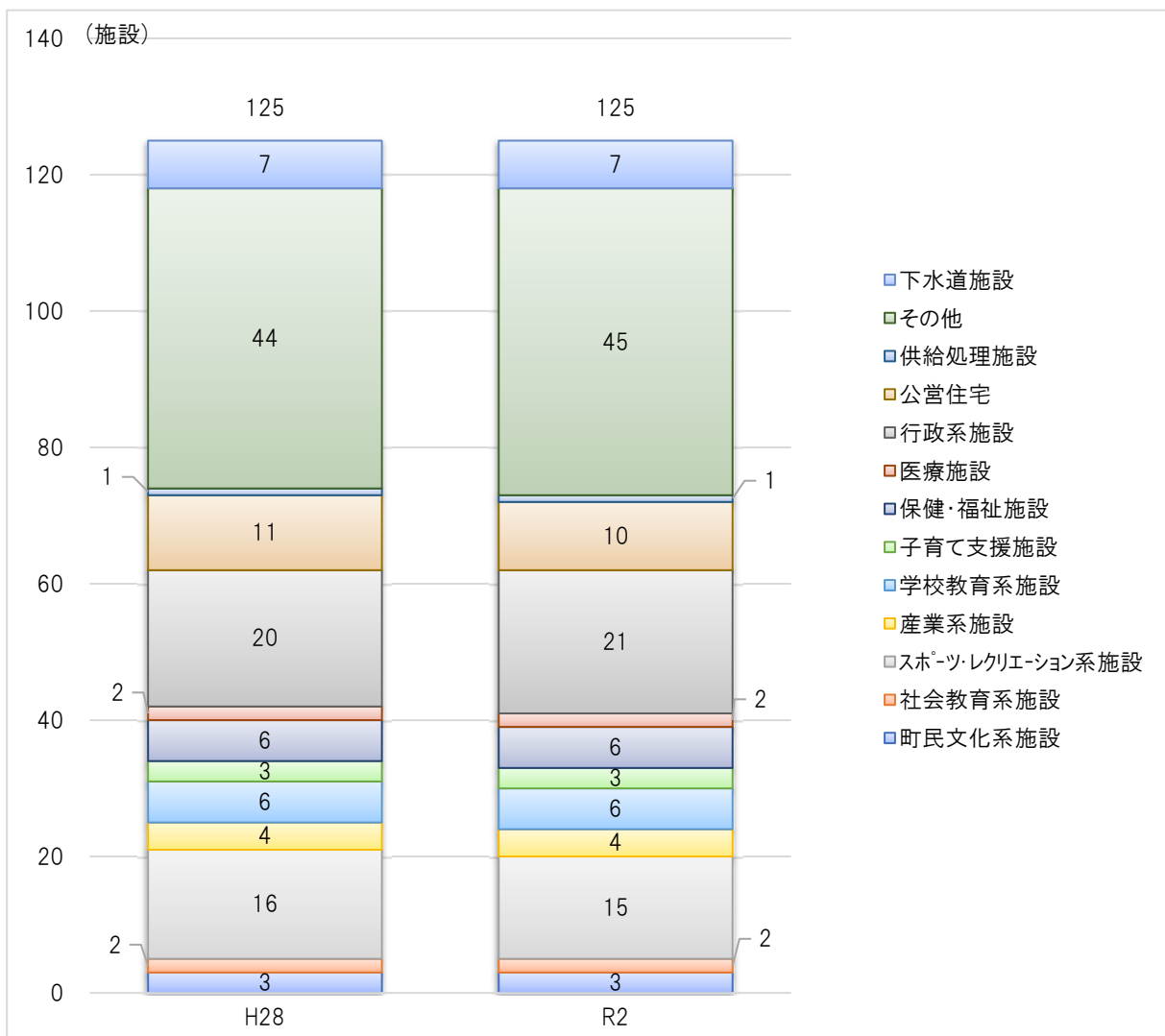
① 保有量の推移

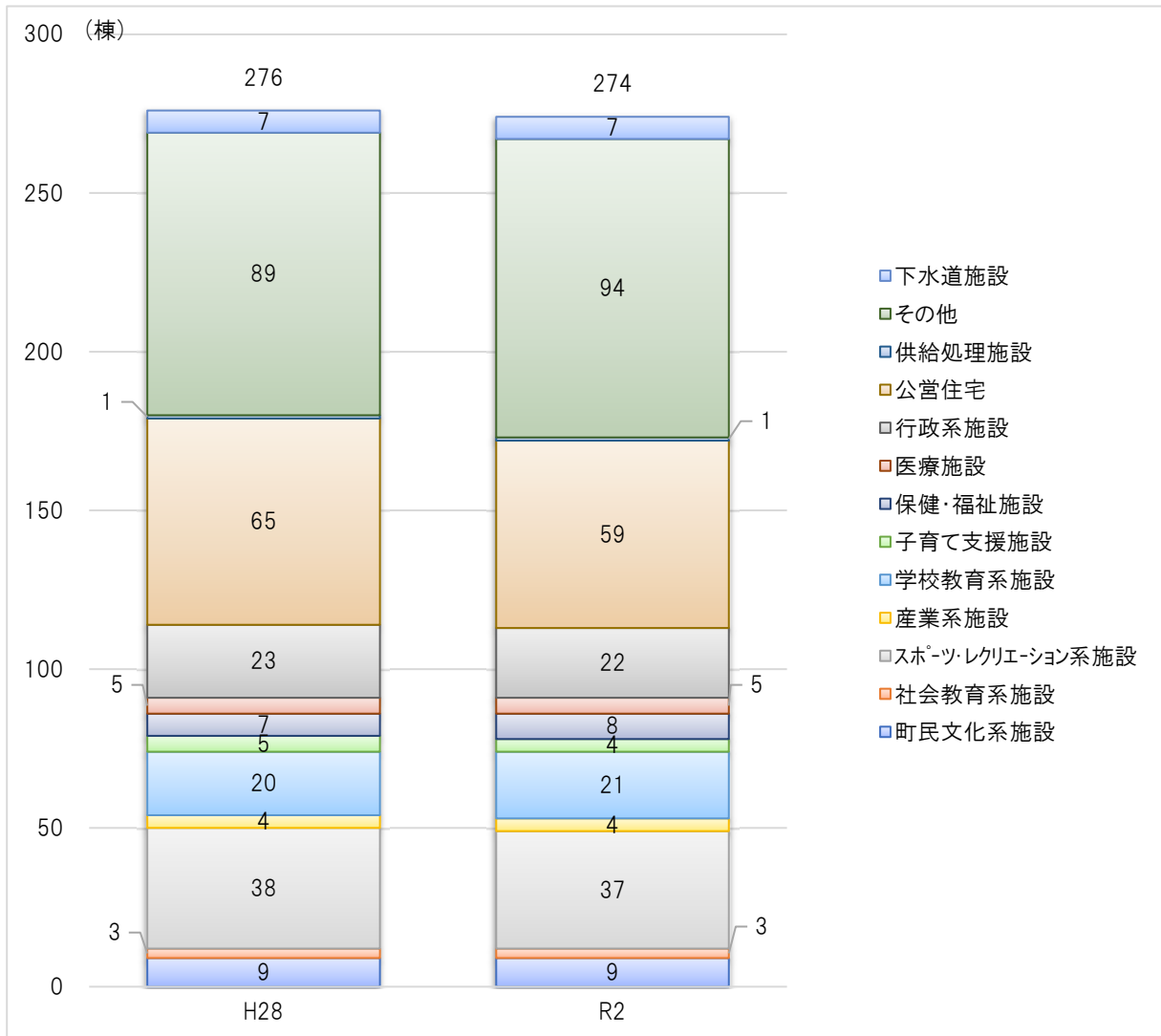
令和2年度末現在、本町が保有する建築系公共施設は、125施設、274棟です。

用途別施設数では、行政系施設が21施設と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系が15施設、公営住宅が10施設となっています。また、その他施設は45施設となっており、主な内訳は職員住宅や教員住宅、火葬場、トイレ等となっています。

当初計画時点（H28年12月）からの推移をみると、施設数は横ばいとなっています。内訳をみると、スポーツ・レクリエーション系施設で1施設1棟減、学校教育系施設で1棟増、子育て支援施設で1棟減、保健・福祉施設で1棟増、行政系施設で1施設増1棟減、公営住宅で1施設6棟減、その他施設で1施設5棟増となっています。

図 施設類型別施設数と推移（H28年度・R2年度）





② 延床面積の推移

建築系公共施設の総延床面積は81,752㎡です。

用途別延床面積構成比では、学校教育系施設が22.6%で最も高く、以下、公営住宅が22.4%、行政系施設が9.1%であり、この3つで町有建築物の約5割を占めています。また、その他施設は11.1%を占めています。

本計画では、令和38年までに施設保有面積（平成28年時点）の30%を削減することを数値目標に掲げていますが、当初計画時点からの推移をみると、75,671㎡から6,081㎡増加しており、面積縮減が進んでいない状況です。

図 施設類型別延床面積と推移（H28年度・R2年度）

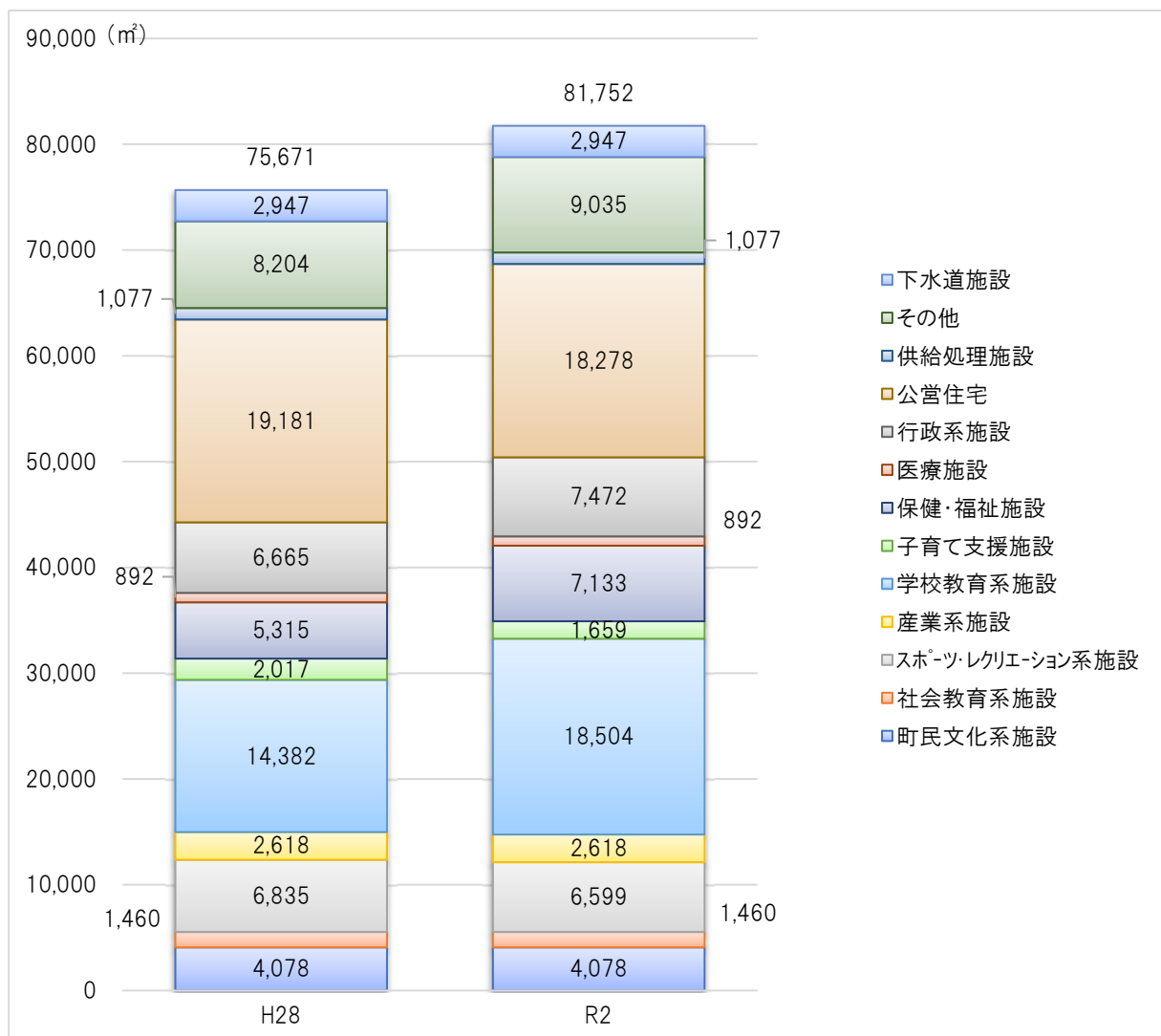


表 施設分類別施設数・延床面積

施設分類	主な用途	施設数	小計 (施設)	棟数	小計 (棟)	延床 面積 (㎡)	小計 (㎡)	面積 割合	小計 (%)
町民文化系施設	集会施設	3	3	9	9	4,078	4,078	5.0%	5.0%
社会教育系施設	博物館等	2	2	3	3	1,460	1,460	1.8%	1.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	9	15	12	37	4,103	6,599	5.0%	8.1%
	レクリエーション施設・観光施設	5		24		1,568		1.9%	
	保養施設	1		1		928		1.1%	
産業系施設	産業系施設	4	4	4	4	2,618	2,618	3.2%	3.2%
学校教育系施設	学校	6	6	21	21	18,504	18,504	22.6%	22.6%
子育て支援施設	幼保・こども園	3	3	4	4	1,659	1,659	2.0%	2.0%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	5	6	7	8	6,535	7,133	8.0%	8.7%
	保健施設	1		1		598		0.7%	
医療施設	医療施設	2	2	5	5	892	892	1.1%	1.1%
行政系施設	庁舎等	1	21	1	22	4,072	7,472	5.0%	9.1%
	消防施設	11		12		2,314		2.8%	
	その他行政系施設	9		9		1,086		1.3%	
公営住宅	公営住宅	10	10	59	59	18,278	18,278	22.4%	22.4%
供給処理施設	供給処理施設	1	1	1	1	1,077	1,077	1.3%	1.3%
その他	その他	45	45	94	94	9,035	9,035	11.1%	11.1%
下水道施設	下水道施設	7	7	7	7	2,947	2,947	3.6%	3.6%
合計		125		274		81,752		100.0%	

③ 建築年度

現存する建築系公共施設は、最も古いもので昭和 35 年度に建築されており、昭和 52 年度から徐々に建築面積が増え、ピークは平成 10 年度になっています。

延床面積でみると、築 50 年以上は 1,223 ㎡であり全体の 1.3%にとどまっていますが、築 30～50 年未満は 30,089 ㎡と 37%であり、これらの適切な管理が今後必要になります。

また、昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準の建物が 13,148 ㎡あり、全体の約 16%を占めています。

図 建築系公共施設の築年度別延床面積

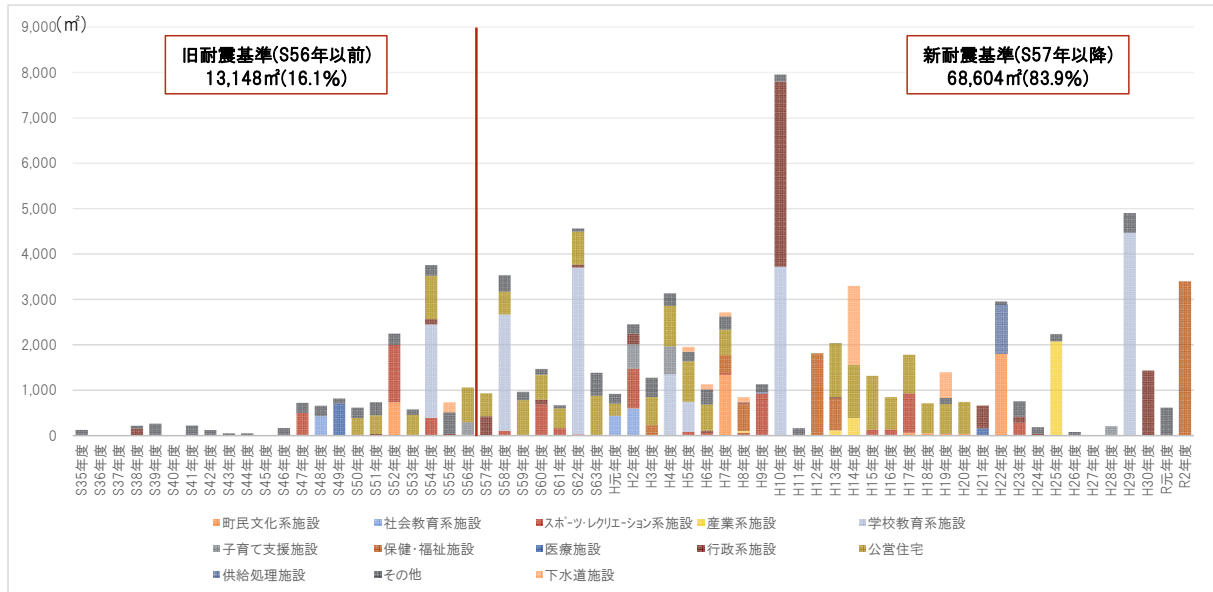
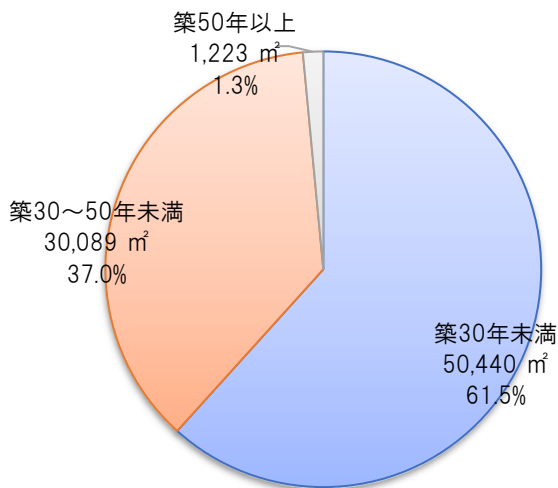


図 築年度別延床面積



④ 有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額（再調達価額）}$$

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。

ただし、長寿命化工事による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽度合や施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

一般的な目安として有形固定資産減価償却率は 35～50%程度と言われていますが、本町の有形固定資産減価償却率は 52.7%と平均より若干高くなっています。

当初計画策定時（平成 28 年度末）からは、約 10 ポイント増加しており、10 年後の令和 12 年度末時点には約 73.4%になる見込みです。

施設類型別では、医療施設が 80.8%で最も高く、H28 年度末より約 3 ポイント増加しています。次いで、社会教育系施設が 78.9%、その他施設が 74.6%、公営住宅が 69.9%と続いています。一方で、産業系施設が 22.2%で最も低くなっていますが、H28 年度末より約 14 ポイント増加しています。

表 施設分類別有形固定資産減価償却率の状況

分類	取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
町民文化系施設	1,296,002	644,299	49.7%
社会教育系施設	422,053	332,938	78.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	2,053,489	1,399,517	68.2%
産業系施設	925,287	205,725	22.2%
学校教育系施設	5,411,065	2,716,367	50.2%
子育て支援施設	416,055	237,944	57.2%
保健・福祉施設	2,712,873	761,868	28.1%
医療施設	229,306	185,362	80.8%
行政系施設	2,245,023	875,159	39.0%
公営住宅	3,371,870	2,356,390	69.9%
供給処理施設	199,500	53,865	27.0%
その他	1,659,155	1,237,690	74.6%
下水道施設	1,010,750	555,124	54.9%
合計	21,952,428	11,562,247	52.7%

表 施設分類別有形固定資産減価償却率の推移と見通し

分類	H28 年度末	R2 年度末	R12 年度末
町民文化系施設	37.5%	49.7%	73.9%
社会教育系施設	69.5%	78.9%	94.7%
スポーツ・レクリエーション系施設	57.0%	68.2%	83.1%
産業系施設	8.7%	22.2%	51.5%
学校教育系施設	55.8%	50.2%	72.1%
子育て支援施設	48.6%	57.2%	78.5%
保健・福祉施設	47.0%	28.1%	49.6%
医療施設	78.3%	80.8%	86.3%
行政系施設	42.0%	39.0%	59.4%
公営住宅	59.7%	69.9%	89.2%
供給処理施設	13.5%	27.0%	56.7%
その他	82.7%	74.6%	91.3%
下水道施設	41.9%	54.9%	82.9%
合計	52.1%	52.7%	73.4%

⑤ これまでの実績

当初計画策定以降、長寿命化改修については、主に公営住宅において計画的に進められており、施設の長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績（長寿命化改修）

実施年度	施設分類	棟名
H28	子育て支援施設	鴛泊保育所
	公営住宅	富士野団地 S62 北 1
		富士野団地 S62 北 2
H29	公営住宅	富士野団地 S63-1
		富士野団地 S63-2
		富士野団地 S63-3
		富士野団地 H3
H30	公営住宅	富士野団地 S60-1
		第二舟見ヶ丘団地 S59-1
R1	公営住宅	富士野団地 S60-2
		見晴ヶ丘団地 S63
R2	公営住宅	第二舟見ヶ丘団地 H1
		本泊団地 H3-1. H3-2

当初計画策定以降、利尻小学校と鬼脇中学校を小中併置校として新たに整備しています。

表 これまでの主な実績（複合化・統合）

実施年度	施設名	建設年度	面積	従前施設名	建設年度	面積	備考
H29	利尻小学校・鬼脇中学校 小中併置校 校舎	H29	3,157	利尻小学校	S5 校舎、 S50 屋体	2,373	H28に除却済 み
	利尻小学校・鬼脇中学校 小中併置校 屋体		1,312	鬼脇中学校	S58 校舎、 屋体	2,559	旧鬼脇中学校 として現有中

当初計画策定以降、以下の建物を新設しています。

表 これまでの主な実績（新設）

実施年度	施設分類	棟名	面積
H28	保健・福祉施設	鴛泊保育所(増築)	208
H29	その他施設	鬼中33(教員住宅)	85
		町営住宅(漁業担い手支援住宅)1~4号棟	352
H30	行政系施設	利尻富士支署消防庁舎	1,437
R1	その他施設	町営住宅(移住定住促進住宅)A~B号棟	617
R2	保健・福祉施設	特別養護老人ホーム 秀峰園	3,326

当初計画策定以降、以下の建物を除却しています。

表 これまでの主な実績（除却）

実施年度	施設分類	棟名	建設年度	面積
H29	公営住宅	見晴ヶ丘団地 S42-1	S42	132
		見晴ヶ丘団地 S42-2	S42	132
		舟見ヶ丘団地 S46-1	S46	166
		舟見ヶ丘団地 S46-2	S46	166
		舟見ヶ丘団地 S51	S51	205
	その他施設	鴛泊診療所医師住宅 22	S54	155
		鬼脇中学校教員住宅 25	S61	67
R30	学校教育系施設	利尻小学校仮設校舎	H27	347
R2	公営住宅	見晴ヶ丘団地S51-2	S51	102
	行政系施設	旧利尻富士支署庁舎	S53	574
		旧消防車庫	H8	56
	スポーツ・レクリエーション系施設	旧こまどり湯	S47(買取年度)	236
	保健・福祉施設	旧特別養護老人ホーム棟	S54	1,510
		既存デイサービスセンター棟	H7	460
旧デイサービスセンター車庫		H7	51	

⑥ 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で67.6億円であり、平均13.5億円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費^{*}は、累計で3.8億円であり、平均0.8億円／年となっています。

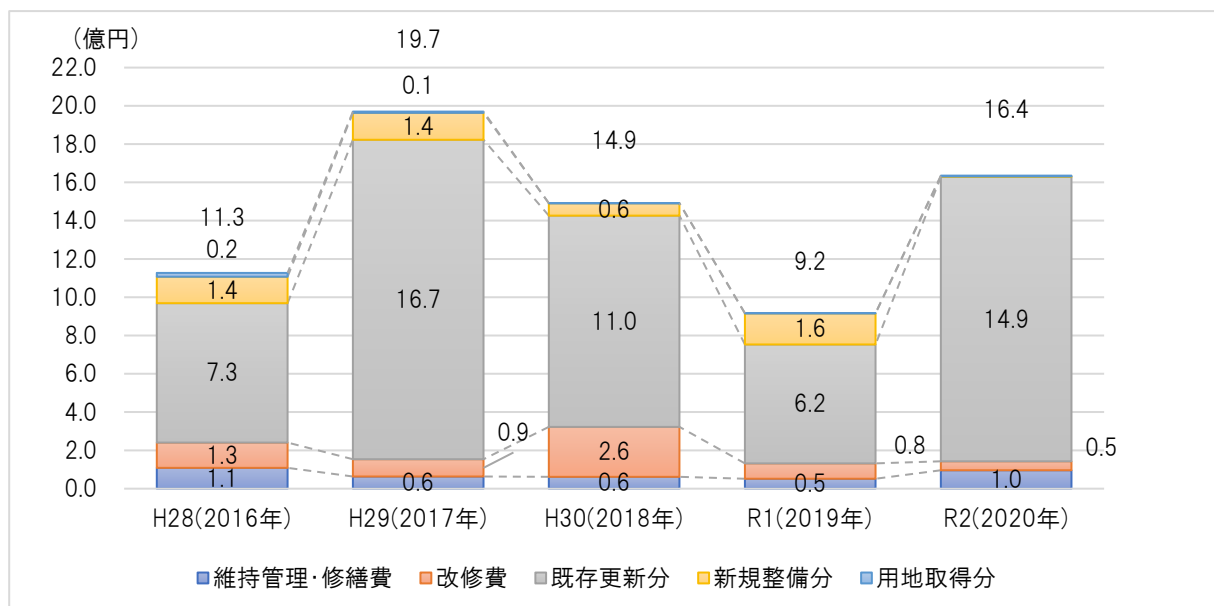
投資的経費の内訳は、既存更新（改築）が累計56.1億円、新規整備が累計5.1億円、用地取得分が0.3億円、改修費が6.1億円となっています。

維持管理費は、年間約0.5～1億円で推移しています。

^{*}維持管理・修繕費を示す。

維持管理・修繕費：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査補修、修繕などを行う。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものを行う。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

直近5年の施設更新・維持管理経費



(2) 建築系公共施設の今後の見通し

現在保有する施設（延床面積）を全て耐用年数経過時に単純更新した場合の中長期的な更新費用を推計します。

① 年当たりの平均費用

下図は過去5年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績（2016～2020 年度までの表示）と、今後40年間（2021～2060 年度）にかかると予想される更新費用の推計値です。

今後40年間、現在あるすべての公共施設約7.9万㎡（上下水道施設を除く）を保有し続けた場合にかかる更新費用は325.1億円となり、年平均では8.1億円となります。過去5年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分）は年平均11.46億円（グラフ中の黄色水平線）ですが、これの約0.7倍に相当します。

② ピーク

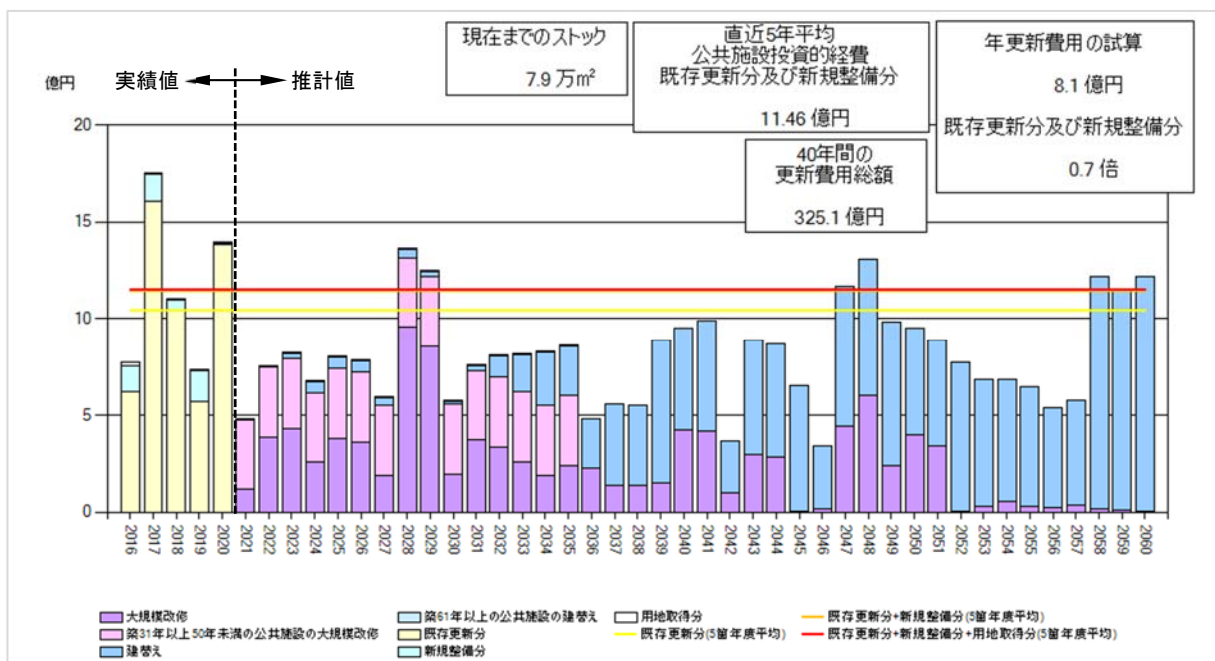
まず2028年度に大規模改修等によるピークがやってきます。その後2032年度以降からは、建替えによる費用がかかり、2040年度以降、度々総額10億円相当の費用を要する見込みです。

③ 費用内訳

今後10年間に「築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修」及び「大規模改修」にまとまった費用*が必要となります。2037年度以降から「建替え」に対する費用が多くを占めるようになります。

*大規模改修が実施されなければならない築後30年を、現時点ですでに経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後10年間に割り振っています。

図 建築系公共施設全体の更新費用



<推計の前提条件>

- 今後新たな建設は行わない。
- 建設後 60 年で更新（建替）を実施する。建替期間は3年とする。
- 建設後 30 年で大規模改修を実施する。修繕期間は2年とする。
- 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。
- 大規模改修及び更新（建替）単価は次のとおりとする。

表 大規模改修及び建替単価

(単位：万円/m²)

大分類	大規模改修	更新（建替）
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

2 土木系公共施設の現状と今後の見通し

(1) 道路

① 現状

a. 保有量の推移

町では、一般道と自転車歩行者道の2種類を整備し、町道（一般）は実延長で約9.2万m、面積で約72.2万㎡を整備しています。

当初計画時点からの推移をみると、道路実延長で1,054m、面積で14,121㎡増加しており、人口一人当たり面積では、人口減少が進んでいるものの39.7㎡増加しています。

表 町道の内訳

内訳	
一般道路	実延長合計 92,414m、道路面積合計(道路部) 721,519㎡

表 道路の実延長・面積推移

	人口(人)	道路の実延長(m)	人口一人当たり延長(m)	道路面積(㎡)	人口一人当たり面積(㎡)
H28	2,787	91,360	32.8	707,398	253.8
R2	2,458	92,414	37.6	721,519	293.5
差引	-329	1,054	5	14,121	39.7

b. 有形固定資産減価償却率の推移

道路の有形固定資産減価償却率は、52.1%と減価償却が少し進んでいます。

当初計画（平成28年度末）からの推移をみると、約9ポイント高く償却が進んでいます。また、10年後の令和13年度末時点には約74%になる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
1,652,846	861,665	52.1%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H28年度末	R2年度末	R12年度末
42.9%	52.1%	74.1%

c. これまでの実績

当初計画策定以降、以下のとおりです。

改修については、主に平成 29～30 年度に実施し、長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績

種別	実施年度	路線名
新設	R1	雄忠志内 6 号線
		港町 12 号線
		鬼脇 21 号線
改良	H29	鷺泊市街9号線
		本町 2 号線
	H30	鬼脇12号線
		姫沼線
		鬼脇市街1号線
	R1	栄町 3 号線
	R2	鷺泊市街 4 号線
		沼浦支線

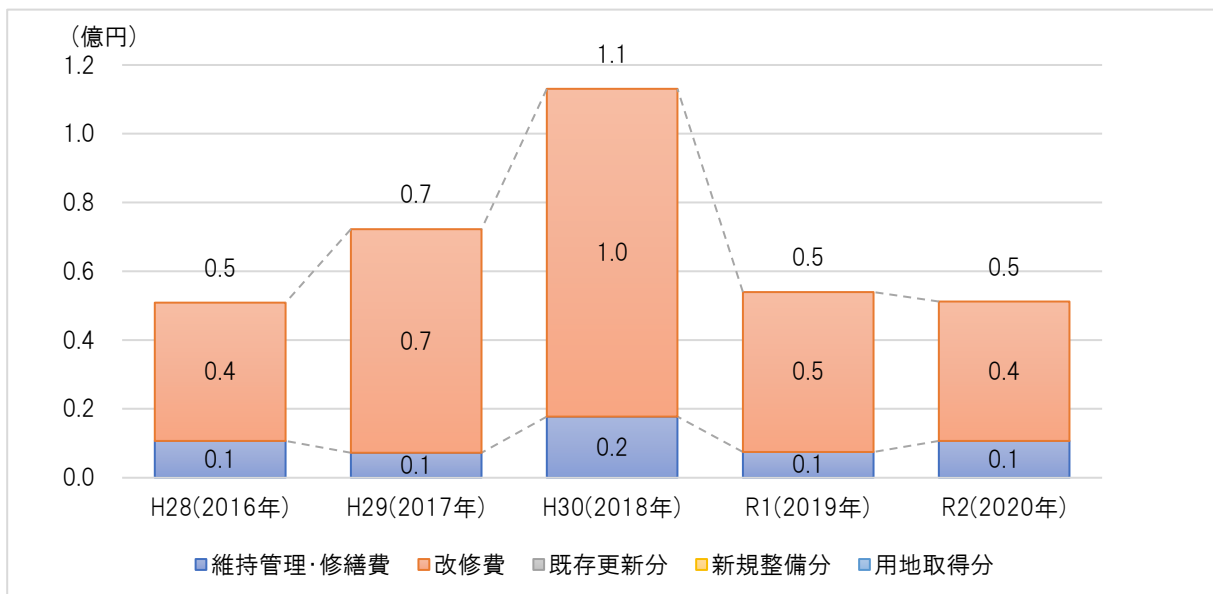
d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で 2.9 億円であり、平均 0.6 億円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で 0.5 千万円であり、平均 0.1 億円/年となっています。

維持管理費は、年間 0.1～0.2 億円で推移しています。

図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費

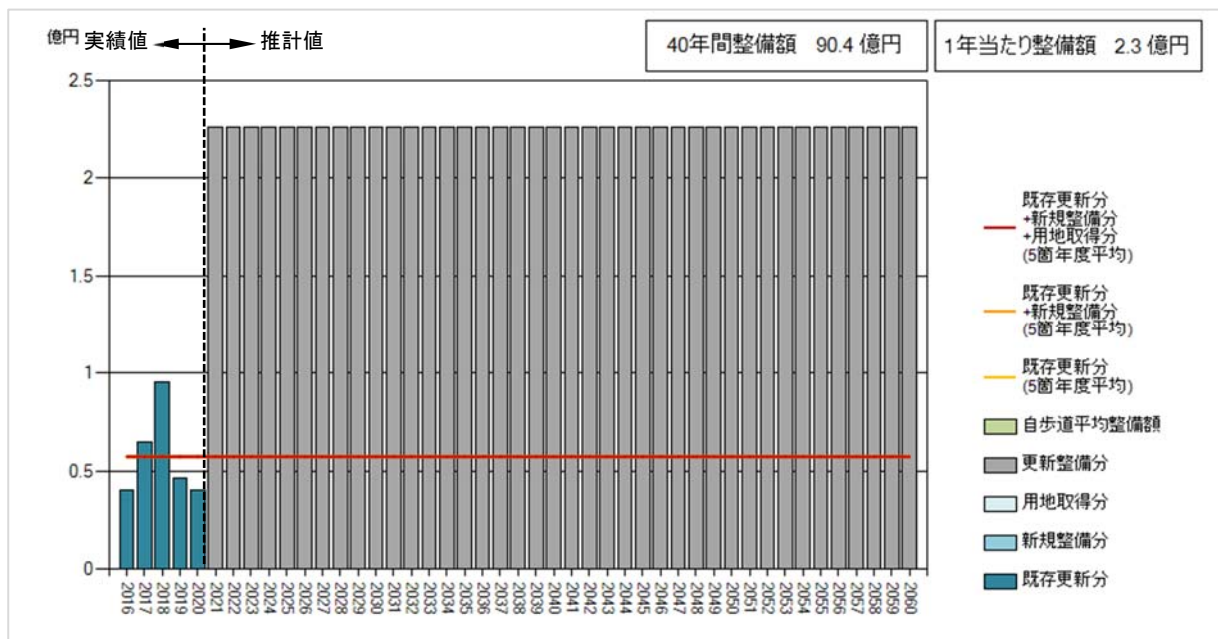


② 今後の見通し

道路整備面積を更新年数で割った面積を、1年間の舗装部分更新量と仮定し、これに更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は90.4億円で、年あたりでは2.3億円です。全道路面積の15分の1を毎年更新するため、毎年必要な費用は一定になります。過去5年間の投資的経費の実績は年平均0.58億円（グラフ中の赤色水平線）であるため、年当たりの必要経費はこれの約4倍に相当します。

図 道路の更新費用



<推計の前提条件>

- 今後新たな整備は行わない。
- 舗装の耐用年数を15年とし、道路の全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- 更新単価は、4,700円/㎡（出典：更新費用試算ソフト（総務省））とする。

(2) 橋りょう

① 現状

a. 保有量の推移

橋りょうの総面積は 347 m²です。橋りょうは、古いものでは昭和 39（1964）年度に建設されています。

赤い縦線より左側が現時点で耐用年数 60 年を超過している橋りょうを示しますが、現在のところ耐用年数を超過しているものはありません。

当初計画時点からの推移をみると、橋数で 1 本、面積で 25 m²減少しています。

図 橋りょうの建設年度別面積

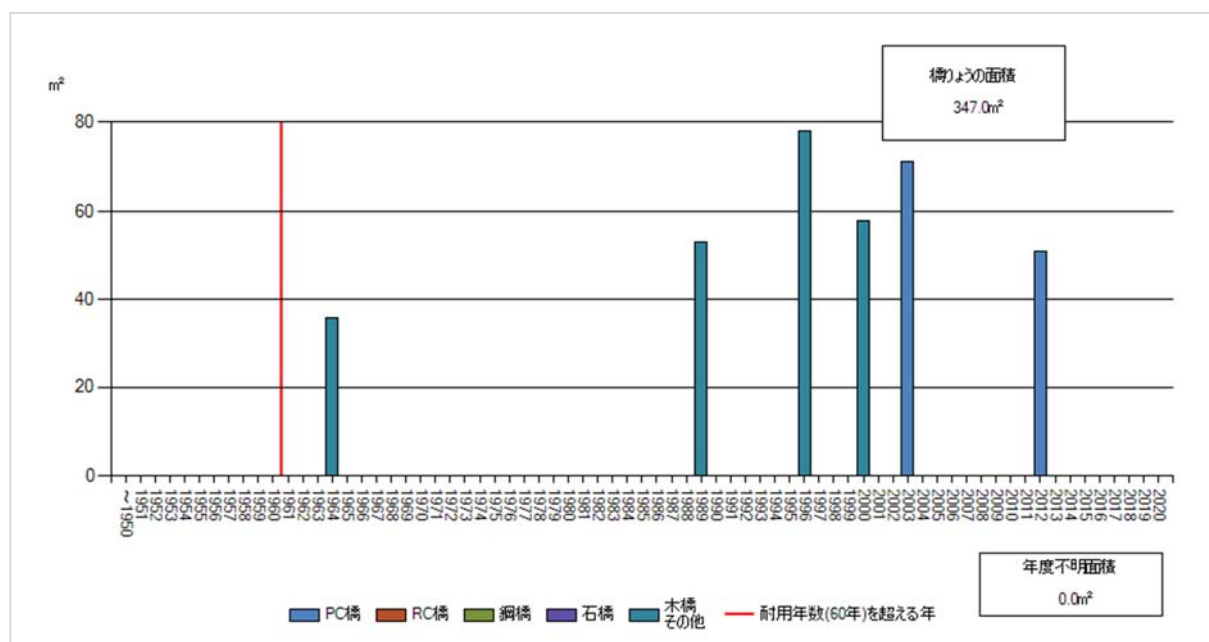


表 橋数・面積推移

	橋数	うち耐用年数超過 橋数	橋りょう面積(m ²)	うち耐用年数超過 面積(m ²)
H28	9	1	372	19
R2末	8	0	347	0
差引	-1	-1	-25	-19

b. 有形固定資産減価償却率の推移

橋りょうの有形固定資産減価償却率は、37.6%と減価償却は進んでいません。

当初計画（平成 28 年度末）からの推移をみると、約9ポイント高く償却が進んでいます。また、10年後の令和 13 年度末時点には約 60%になる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
217,212	81,633	37.6%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H28 年度末	R2 年度末	R12 年度末
28.1%	37.6%	60.0%

c. これまでの実績

当初計画策定以降、新規整備や更新はありませんが、計画的に改修を行い、長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績（長寿命化改修）

実施年度	橋りょう数	橋名	延長	面積
H28	3	姫沼 1 号橋 他 2 橋	11.47	74.9
H29	2	姫沼 1 号橋 他 1 橋	8.92	49.1
H30	2	姫沼 2 号橋 他 1 橋	7.95	47.4
R1	1	滝の沢橋	5.4	21.6

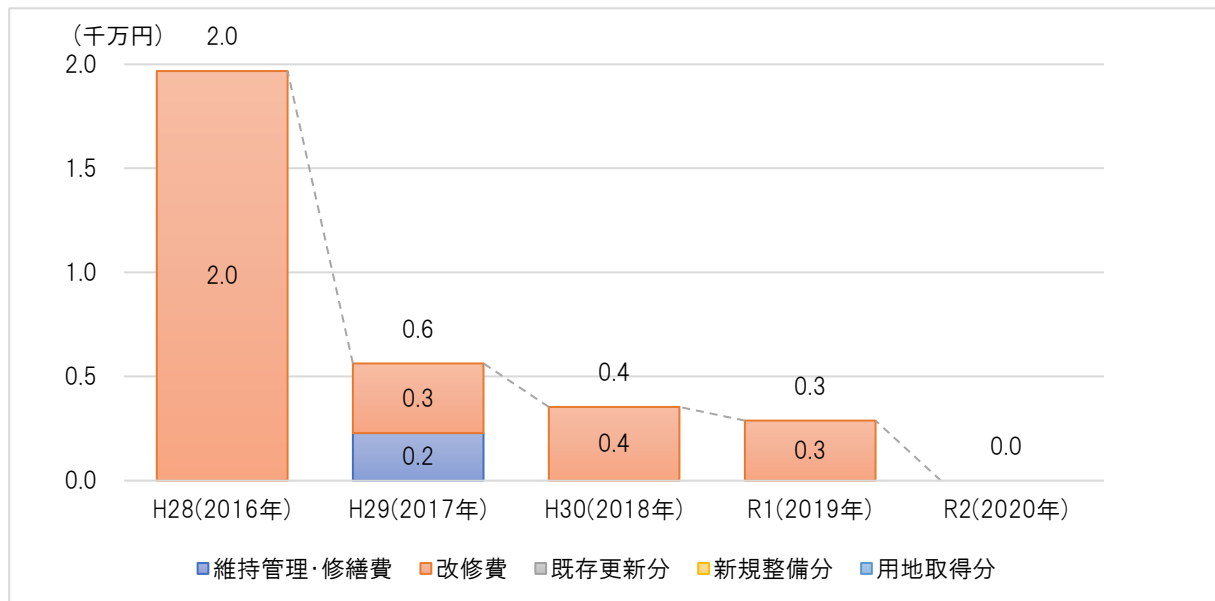
d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で2.9千万円であり、平均0.6千万円／年となっていますが、平成28年度をピークに減少しています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で0.2千万円であり、平均0.5百万円／年となっています。

投資的経費の内訳は、全て改修費となっています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費



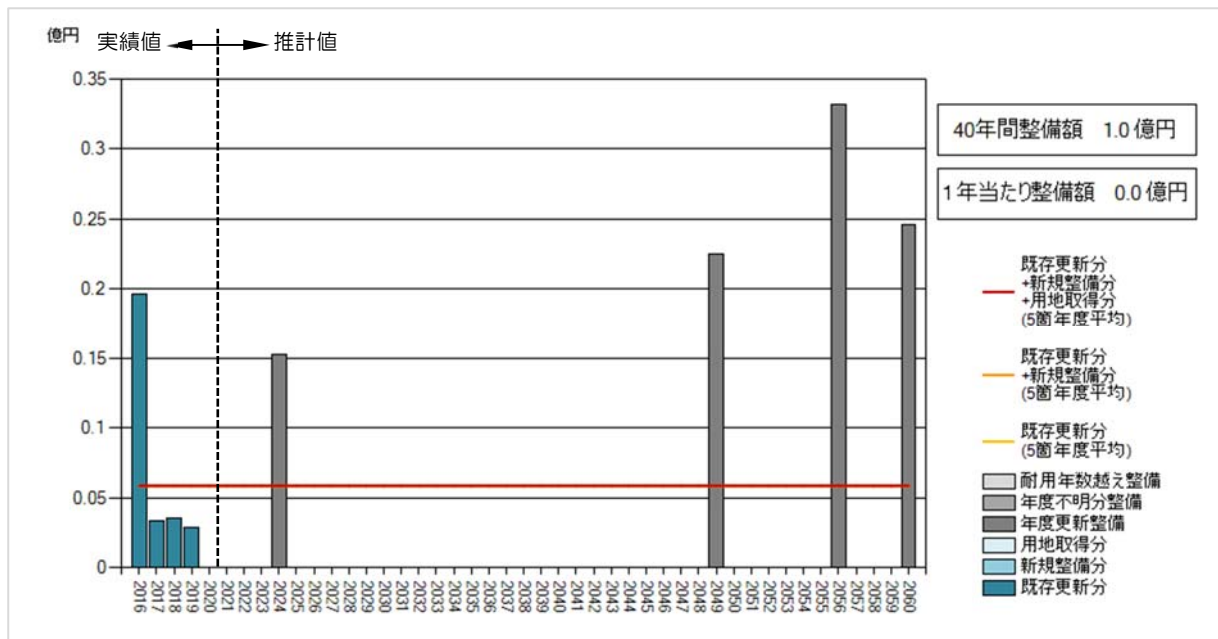
② 今後の見通し

橋りょう面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は1億円で、年当たりでは2.5百万円です。平成29年度以降の更新費用の平均は2.4百万円となっており、概ね確保できることとなります。

年度別にみると、2024年、2049年、2056年、2060年で更新が発生し、その金額は1.5～3千万円で推移しています。

図 橋りょうの更新費用



<推計の前提条件>

- 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定する。
- 更新単価は次のとおりとする。

RC橋	: 425 千円/m ²	鋼橋	: 500 千円/m ²
PC橋	: 425 千円/m ²	木橋その他	: 425 千円/m ²

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

(3) 上水道

① 現状

a. 保有量の推移

上水道管の総延長は 73,489m です。

赤い縦線より左側が、現時点で耐用年数 40 年を経過している上水道管を示します。

管種別の内訳は、導水管が 4,113m、送水管が 2,792m、配水管が 66,584m となっています。

当初計画時点からの推移をみると、配水管が 8,030m 増加しています。

表 延長推移

	延長 (m)
H28	65,459
R2 末	73,489
差引	8,030

表 管径別延長

種別	管径	延長(m)	種別	管径	延長(m)
導水管	300mm 未満	4,113	配水管	50mm 以下	8,860
	小計	4,113		75mm 以下	14,660
送水管	300mm 未満	2,792		100mm 以下	24,158
	小計	2,792		125mm 以下	246
				150mm 以下	15,451
				200mm 以下	3,209
				小計	66,584
合計					73,489

b. 有形固定資産減価償却率の推移

上水道の有形固定資産減価償却率は、89.5%と高く、減価償却が進んでおり、10 年後の令和 13 年度末時点には 99.7%に達する見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
6,410,223	5,736,904	89.5%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H28 年度末	R2 年度末	R12 年度末
89.5%	89.5%	99.7%

c. これまでの実績

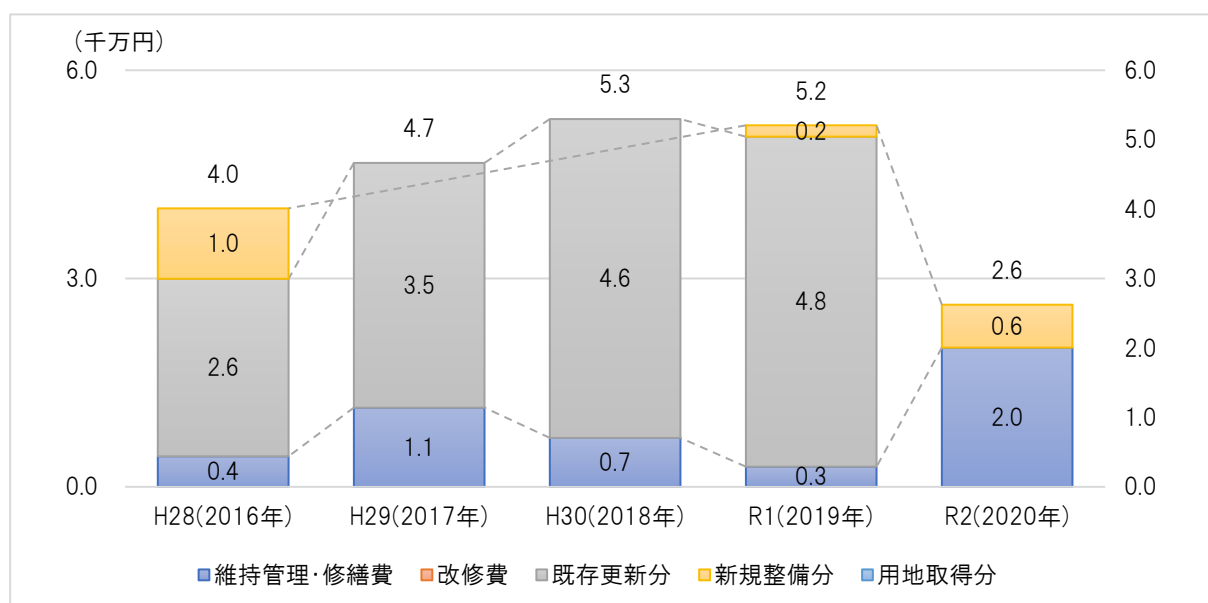
当初計画策定以降、道路整備に伴う配水管の移設や補修工事を実施していますが、大規模な改修工事は実施していません。

d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で17.2千万円であり、平均3.4千万円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で4.6千万円であり、平均0.9千万円／年となっており、0.3～2千万円で推移しています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費

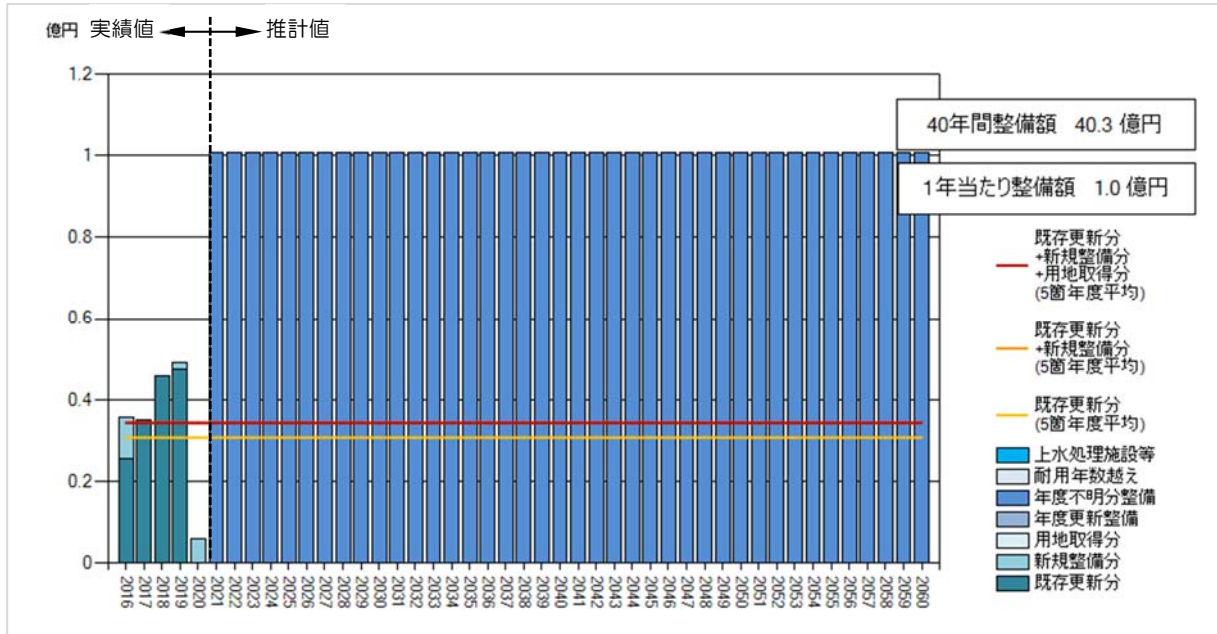


② 今後の見通し

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は40.3億円で、年あたりでは1.0億円です。直近5年の投資的経費の平均が0.34億円であることから、約2.9倍の費用が必要となります。

図 上水道の更新費用



<推計の前提条件>

- 今後新たな整備は行わない。
- 法定耐用年数40年で割った面積を均等に更新すると仮定する。
- 更新単価は次のとおりとする。

導水管	300 mm未満	: 100 千円/m	配水管	50 mm以下	: 97 千円/m
送水管	300 mm未満	: 100 千円/m		75 mm以下	: 97 千円/m
				100 mm以下	: 97 千円/m
				125 mm以下	: 97 千円/m
				150 mm以下	: 97 千円/m
				200 mm以下	: 100 千円/m

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

(4) 下水道

① 現状

a. 保有量の推移

下水道管の総延長は 29,961m です。平成 11（1999）年以降に敷設されています。

赤い縦線より左側が、現時点で耐用年数 50 年を超過している下水道管を示しますが、現時点ではありません。

当初計画時点からの推移をみると、延長にほとんど変動はありません。

図 下水道管の敷設年別延長

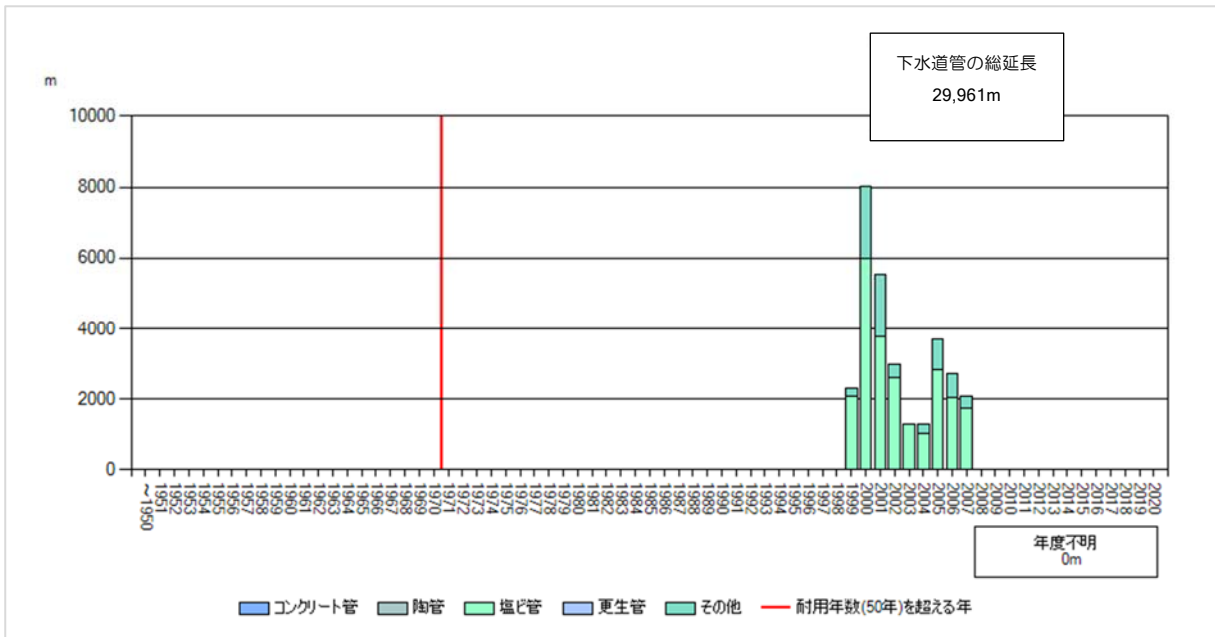


表 延長推移

	延長 (m)	うち耐用年数超過延長 (m)
H28	29,957	0
R2末	29,961	0
差引	4	0

b. 有形固定資産減価償却率の推移

下水道の有形固定資産減価償却率は、35.1%と土木系（インフラ）の中で最も小さくなっています。

当初計画（平成28年度末）からの推移をみると、約10ポイント高く償却が進んでいます。また、10年後の令和13年度末時点には約57%と大幅に増加する見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
1,833,518	643,747	35.1%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H28年度末	R2年度末	R12年度末
25.2%	35.1%	57.4%

c. これまでの実績

当初計画策定以降、施設の長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績（長寿命化改修）

実施年度	工事概要
H30	鷺泊地区マンホールポンプ所ポンプ改築等
R2	鷺泊下水処理場沈砂池設備改築

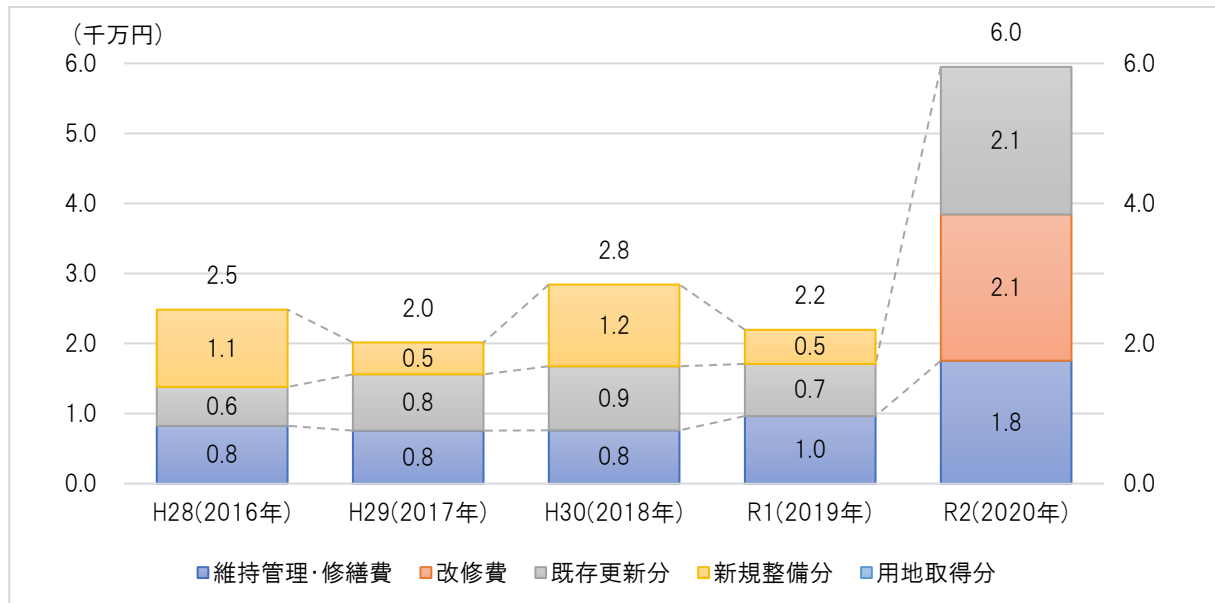
d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で10.4千万円であり、平均2.1千万円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で5.1千万円であり、平均1.0千万円／年となっています。

維持管理費は、年間0.8～1.8千万円で推移しています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費



② 今後の見通し

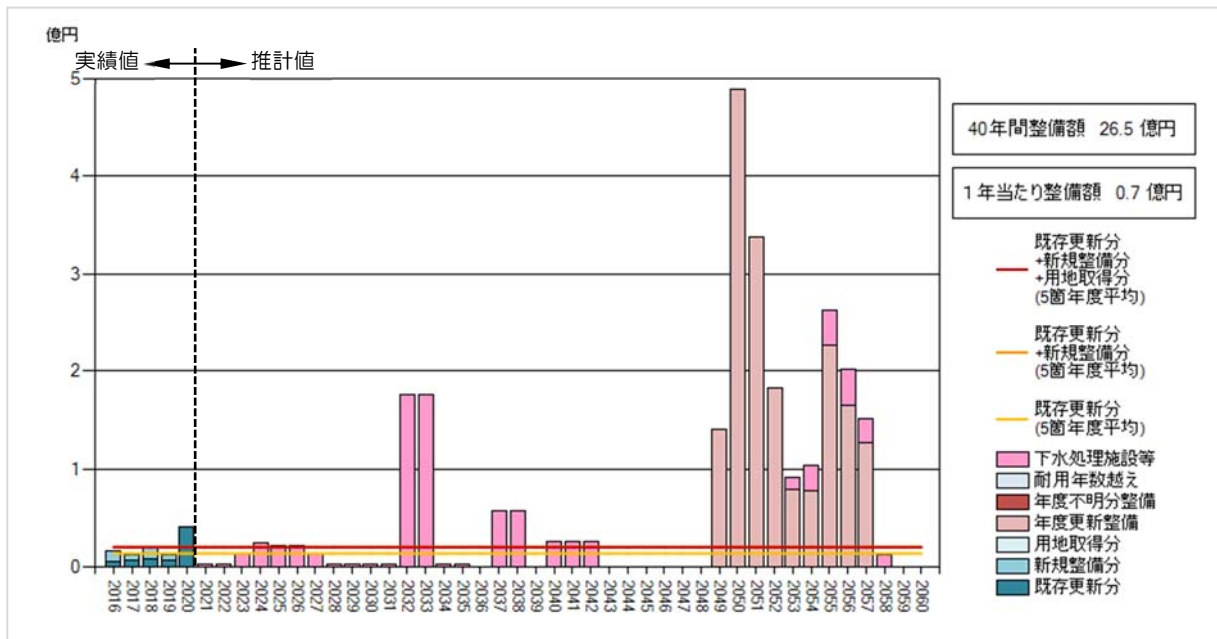
延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

40年間にかかる費用総額は26.5億円で、年あたりでは0.7億円です。直近5年の投資的経費の平均が0.2億円であることから、3.5倍の費用が必要となります。

今後2042年度まで下水処理施設等の更新費用が発生し、2032～2033年度は1.8億円の費用が必要です。

2049～2057年度に下水道管の更新費用が発生し、2050年度には5億円近くの費用が必要となります。

図 下水道の更新費用



<推計の前提条件>

- 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定する。
- 管径別更新単価は次のとおりとする。

250 mm以下 : 61 千円/m

251～500mm : 116 千円/m

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

- 下水道施設（建物）については、建築系公共施設の試算方法にならない加算する。

3 公共施設等全体のまとめ

(1) 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、改修費）は、累計で63.5億円であり、平均12.7億円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で5.4億円であり、平均1.1億円/年となっています。

直近5年間累計額の項目別割合をみると、投資的経費では、建築系公共施設が最も高く全体の91%、次いで道路が4%を占めています。また、維持管理経費においても、建築系公共施設が最も高く全体の72%、次いで道路が10%を占めています。

図 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

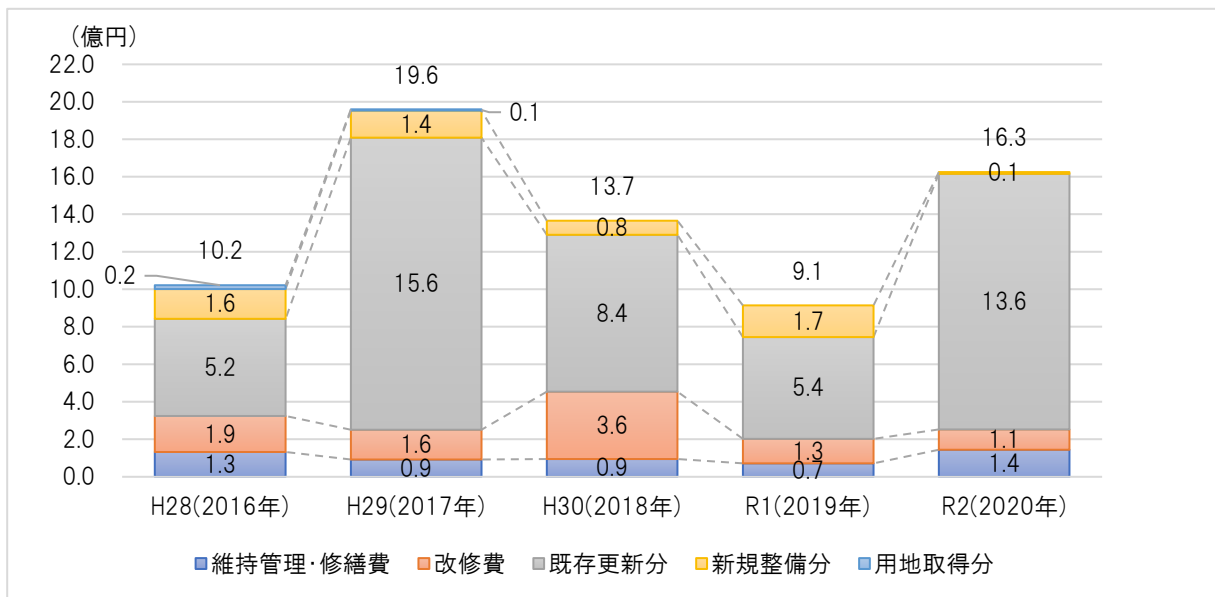


図 項目別投資的経費構成比（5年合計）

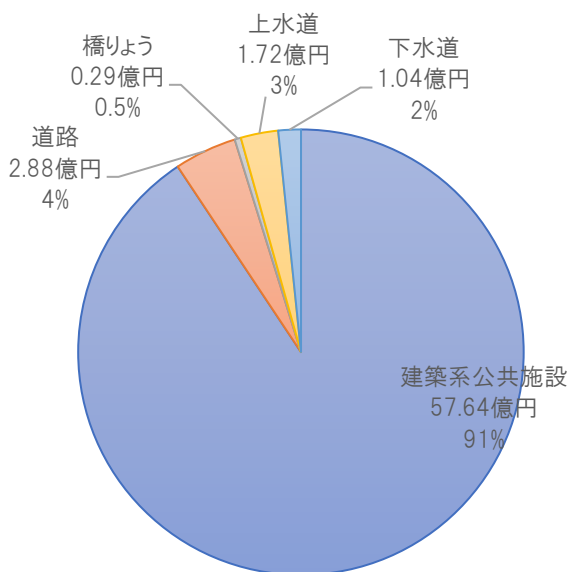
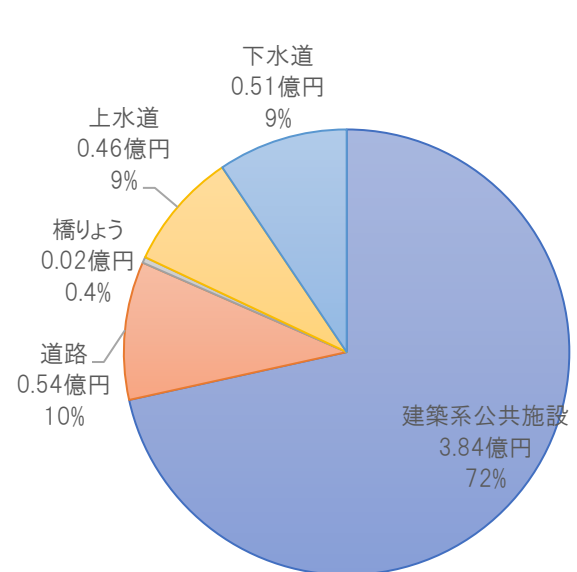


図 項目別維持管理経費構成比（5年合計）



(2) 公共施設等全体の今後の見通し

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40年間にかかる費用総額は483.3億円で、年当たりでは12.1億円です。過去5年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分、改修費）は年平均12.7億円（グラフ中の赤色水平線）ですが、概ね確保することができています。

更新費用の推移をみると、2028～2029年度、2047～2051年、2058～2060年度で15億円以上の更新費用が必要となります。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が最も高く全体の67%、次いで道路が19%を占めています。

図 公共施設等全体の更新費用

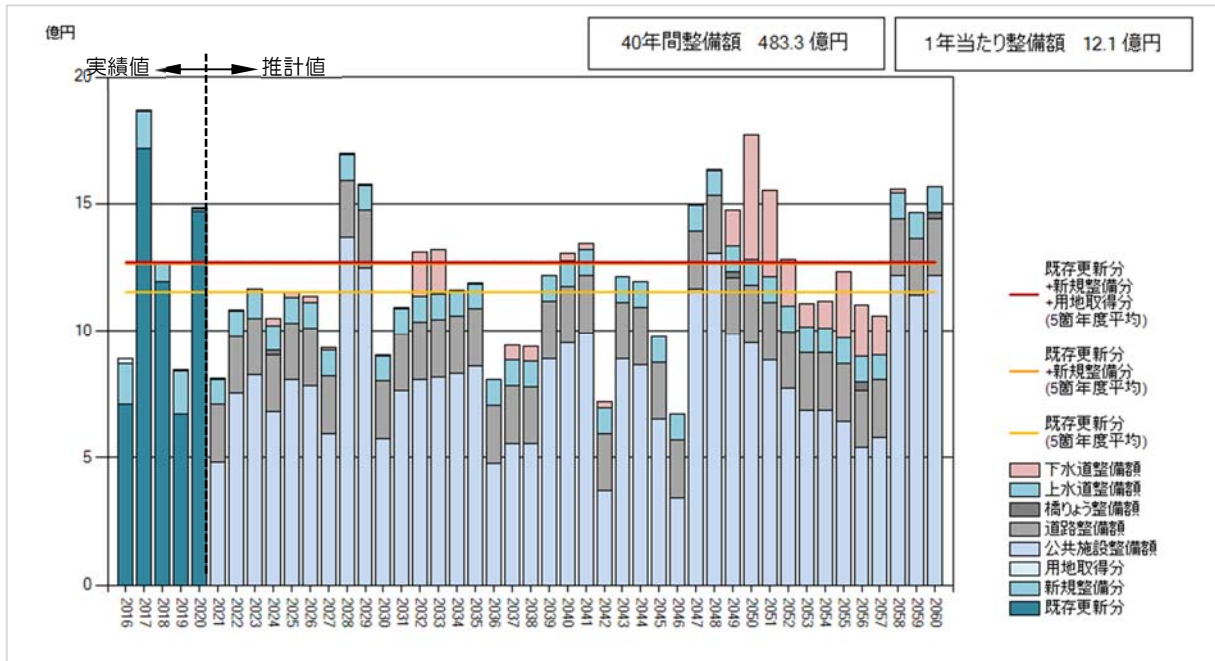
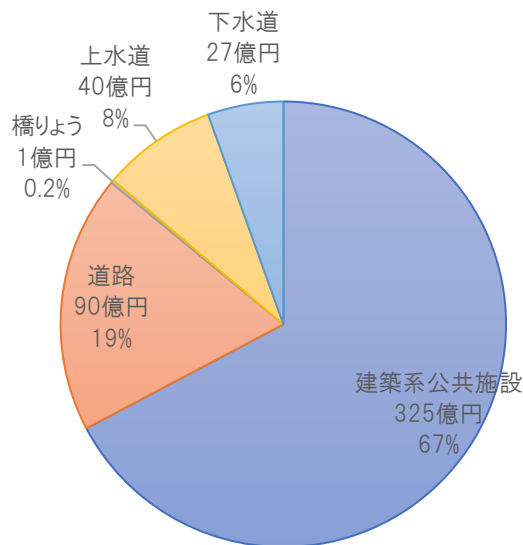


図 項目別40年間整備額構成比



4章 現状や課題に関する基本認識

(1) 将来人口の見通し

本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和2年の2,458人から、令和47(2060)年には約540人(令和2(2020)年人口の22%)になると予想されています。

利尻富士町人口ビジョンにおいては、総合戦略における施策効果を期待し、人口減少のペースを鈍化する目標を掲げていますが、令和47(2060)年には850人(同35%)と設定しています。

こうした将来の人口減に対応し、公共施設総量の適切な調整を検討する必要があります。

(2) 財政状況から見た課題

令和2年度の普通会計を基に本町の歳入の状況を見ると、町税(地方税)が約2.6億円で、地方交付税が約24億円となっています。町税をはじめとする自主財源は全体の26.9%であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は73.1%となっています。

人口減少により町税など自主財源の伸びが期待できない一方で、高齢化率の増加に伴う扶助費等が増加することが見込まれます。そのため、現段階から財源の確保は当然のことながら、適正な予算規模での行政運営が必要となり、公共施設等についても本町を取り巻く社会経済情勢に対応した、適正規模で効果的かつ効率的に維持管理することが必要です。

(3) 公共施設等の現況と更新費用の見通し

本町が保有する建築系公共施設は、125施設、274棟、81,752㎡です。そのほか、道路・橋りょう・上下水道等の土木系公共施設(インフラ)を保有しています。

直近5年平均では、公共施設等全体で投資的経費が約12.7億円/年、維持管理経費が約1.1億円/円を費やして施設等の適切な維持管理を図ってきました。

今後40年間、現在あるすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は483.3億円、年平均では12.1億円となり、今後も直近5年の平均と同程度の投資的経費を確保していく必要があります。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が約7割を占めており、現在の公共施設を全て更新していくことは困難であるといえ、保有施設総量の削減を図ることが必要です。

土木系公共施設(インフラ)についても、道路は一定の経費が将来的に必要となるうえ、全ての施設が10年後には減価償却率が概ね6割を超え老朽化が進むことなど、今後は多くの費用が必要となります。まちづくりの方針に併せて土木系公共施設(インフラ)の計画的な管理を進める必要があります。

更新費用の推移をみると、今後40年間で断続的に大きく膨らむ時期があるなど年度によってバラつきがみられるため、特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための費用の平準化が必要です。

5章 公共施設等マネジメントの理念と目的

1 計画の管理方針

本計画では、公共施設等マネジメントの理念と目的を以下に定めます。

これは、将来のまちづくりの第一歩として公共施設のあり方を決めるに当たり、町と住民がお互いに歩み寄り、ともにふさわしい公共施設のあり方を考えることを目指しています。

【理念】

利尻富士町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、住民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目標】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

上述の理念により、新しいまちづくりの第一歩と捉えて本計画を実行に移していくためには、以下の3点が、公共施設等マネジメントの推進力となります。

- ①行政の努力 : 公共施設等の統廃合を含む施策推進により公共施設等に係る経費の削減と平準化
- ②住民との協働 : 受益者負担の見直し等、住民との協働を得ること
- ③民間活力の活用 : 可能な限り公共施設管理の民間委託の検討を行うこと

これらの理念・目的に基づき、施設の管理方針を以下に定めます。

2 計画の推進体制

総合管理計画の策定に当たり、総務課は、施設の各部門を横断的に管理し、施設総体を把握し、一元的に管理する役割を担います。総務課は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていきます。

以下に総務課の役割を挙げます。

- ①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とする。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限を持つ。
- ②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能を持つ。
- ③公共施設等に関して財政担当と密接に連携する。

また、総務課は次の項目を実施していきます。

- ①財政との連携 : マネジメントの基盤となる財政に関し、財政担当と連携を密にします。
- ②住民との協働 : 住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。
- ③職員の意識改革: 職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践します。

3 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標

現状のまま全ての施設を大規模改修・建替していくと、費用不足が発生します。対策として、次の2点が求められます。

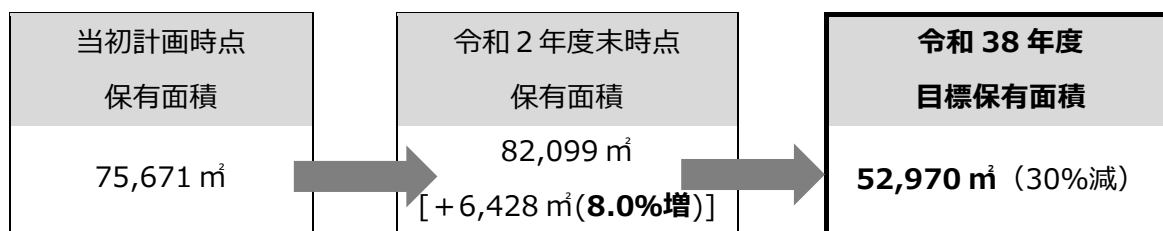
- ・ 特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための、費用の平準化
- ・ 大規模改修・建替費用を下げるための、保有施設総量の削減

当初計画においては、投資的経費実績を踏まえ、令和38年度までの施設保有面積の削減量の目標を以下のように設定しており、継続して推進することとします。

令和2年度末時点の保有面積は81,752㎡であり、当初計画時点から6,081㎡(8.0%)増加しており、目標面積まで更なる削減が必要となります。

施設保有面積の削減目標

**令和38年(平成29年度から40年後)までに施設保有面積(平成28年12月)の
30%を削減**



6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に際しては、以下の3つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

- ・人口減少を見据えた整備更新
- ・住民ニーズへの適切な対応
- ・民間活力の積極的な導入

1 人口減少を見据えた整備更新

本町の人口は、引き続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

(1) 人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理・運営するためには、様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、本町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。

不要と判断された施設は解体等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行うとともに、削減された費用は他の設備の維持更新費に回すことにより、財源の負担を軽くすることを検討します。

(2) 既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に、有料で貸し出す公共施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策などで時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

2 住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

(1) 用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や1棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

(2) 公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、本町の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人とならない人の公平性を考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定します。

3 民間活力の積極的な導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営、新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

(1) 住民、民間企業、社会福祉法人、NPO法人などの民間活力の導入

最近では、指定管理者制度、PFI、包括的民間委託など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また地方自治法の改正により、これまで認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

公共施設の維持管理・運営に、こうした民間活力を積極的に取り入れ、新規整備や修繕工事への民間資金の活用を積極的に進めることを検討します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、社会福祉法人、NPO法人、自治会、ボランティアなど、多様な主体の利点を活かし、協働で推進します。

注¹ PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

注² 包括的民間委託：『民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、下水処理場の運転・維持管理について民間事業者（受託者）の裁量に任せる』という性能発注の考え方に基づく委託方式

(2) 公共施設を核としたコミュニティの醸成

協働の基本的な理念は、地域で必要とされる公共サービスを多様な主体が役割と責任に応じて担い、対等のパートナーとして連携し、地域にふさわしいまちづくりに取り組むことです。公共施設は、この住民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、人口減少によって将来的に公共施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

(3) 住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要です。住民にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には難色を示すことが少なくありません。十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めていきます。

7章 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として7項目を設定し取り組みます。

- ・点検・診断等の実施方針
- ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ・統合や廃止の推進方針

1 点検・診断等の実施方針

- ・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
- ・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。施設の長寿命化を図るために快適性、環境負荷性、社会性等についても評価を実施します。

(1) 点検・保守・整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。建物をいつまでも機能的に、美しく使っていくために、点検・保守・整備などを行い、総合的な管理運営に努める必要があります。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

(2) 施設の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性について簡易な診断を実施することを検討します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性、環境負荷性、社会性などの項目についても評価を検討します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを検討します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・個別施設計画に基づく、施設の適法性の管理、施設の内装・設備等の計画的保全、及び施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

(1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃等の維持管理が必要です。たとえば機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修については、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化防止として重要です。

廃棄物処理は、事業系の一般廃棄物について軽減施策を立案し実践します。

維持管理は適切に行い、修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

(2) 更新・改修の実施方針

不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し計画的な保全を実施していくことが重要です。

また施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要です。

表 適法性の主な管理項目

適法性 管理	関連法 規適法 性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
	不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法	
定期検 査の履 行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査	
	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検	

建物を長期にわたって有効に活用するためには、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、省エネルギー化、再生可能エネルギー利用等を含めた建築の基本性能を、利用目的に合致した最適状態に維持あるいは向上することが必要です。

そのため、施設の内装・設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠であり、本計画の方針に基づく具体的な計画となる個別施設計画による修繕・改修計画の展開が重要です。

更新の際には、安全性、法規適合性、構造性能、ランニングコストの低減等更新の理由を明確にするとともに、更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

3 安全確保の実施方針

- ・重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- ・施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは、施設管理者にとって最も重要な点です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

表 (参考) 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・ I_s 値 >0.6 / $0.6 > I_s$ 値 >0.3 / $0.3 > I_s$ 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
		免震、制震	・有・無	
	耐風安全性	耐風等級	・等級	
	耐水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	
	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
消火安全性		消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	
生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のPM _{2.5} 排除状況	
		空気質安全性の確保	・PM _{2.5} ヒド・トルソ・キソ・I _{PM} ソレソ・ス _{PM} 放散速度	
	水質安全性	水質検査	・有・無	
		水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性 (つづき)		傷害・ 損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリング から PCB 排除状況(年代・部位)
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA対策	・木造土台のCCA・有・無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数(償却)	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差
	付属設備耐久性		・設備耐用年数(20年)と改修年の差	
	不具合 現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上 不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上 不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備 不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備 不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体			・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況	

出典：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）

4 耐震化の実施方針

- ・昭和 56 年以前の耐震設計基準に満たない公共施設のうち、補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

利尻富士町耐震改修促進計画と整合を図りながら、旧耐震基準により設計された町有公共建築物について、耐震化対策に沿って耐震診断調査を実施、順次耐震性能の判定を行い、判定結果により補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

5 長寿命化の実施方針

- 総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- 建替周期は大規模改修を経て 60 年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って 80 年まで長期使用します。

(1) 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

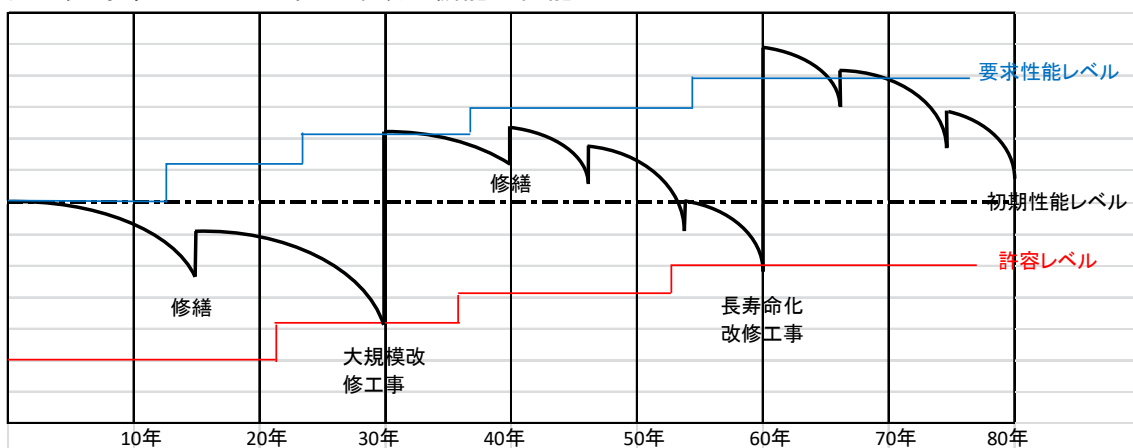
現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていきます。

(2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設の築年数や求められる性能のレベルに合わせて、的確な改修・修繕を行います。

本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

図 長寿命化における経過年数と機能・性能イメージ



建設から 30 年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から 30 年経過：修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等の改修、更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を推進します。

特に、公共施設のうち、学校、病院など多数の方が利用する施設の大規模改修、更新については、「北海道福祉のまちづくり条例」を遵守し、ユニバーサルデザインや積雪寒冷の気候特性などを踏まえた整備基準に適合するよう努めます。

7 統合や廃止の推進方針

- ・7つの評価項目において診断し、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。
- ・住民サービスの水準低下を最小限にするため、種々の施策についてその可能性を検討します。

総合計画の土地利用方針や関連計画との整合を図りながら、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出します。公共施設等コンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断し、老朽化した施設の改修撤去計画を策定します。

- | | |
|----------|----------------|
| ① 施設の安全性 | ⑤ 地域における施設の充足率 |
| ② 機能性 | ⑥ 施設利用率 |
| ③ 耐久性 | ⑦ 費用対効果 |
| ④ 施設効率性 | |

上記の品質・性能によって施設を診断・評価し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4段階に分類します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。次表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表 診断結果と取組の方向性の例

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
	・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施	
	・建替更新時の規模縮小の検討	
	・多用途の複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	

公共施設等の統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策について住民合意の可能性を検討します。

8章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

第6章及び第7章の公共施設等の管理に関する基本的な考え方や実施方針に基づき、施設類型ごとの方針を示します。

なお、個別施設計画にて具体的な取組方針を示すことを基本とするとともに、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、必要となる事業を適切に実施します。

1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 町民文化系施設・社会教育系施設・産業系施設

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
8 教育の振興	公民館改築事業
10 地域文化の振興等	郷土資料館改修
	郷土資料館管理費
2 産業の振興	漁業振興設備等整備事業 (ホタテ・コンブ養殖施設)
	海の駅・みなとオアシス運営補助金
	旅客ターミナル管理運営事業

総合交流促進施設りぷら等は避難所として指定されているため、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、適切な修繕・改修をしながら施設の長寿命化による維持管理を図ります。

劣化が進んでいる施設については早期の改修を検討し、対応するとともに、他の施設についても改修等適切に維持管理を行います。また、各施設において、安全点検を実施し、適切な維持・補修に努めます。

【該当施設】

町民文化系施設：鬼脇公民館、総合交流促進施設、総合交流促進施設りぷら

社会教育系施設：カルチャーセンター・りっぷ館、郷土資料館

産業系施設：さけふ化場、フェリーターミナル（海の駅おしどまり）、鬼脇港休憩施設、利尻富士町蓄養殖施設

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
8 教育の振興	総合体育館統廃合事業
	翔武館補修事業
	屋外スポーツ施設整備事業
2 産業の振興	ファミリーキャンプ場維持補修工事
	沼浦レストハウス整備工事
	温泉湯ポンプ整備工事
	利尻富士町温泉保養施設改修事業
	観光施設管理運営事業
	温泉プール・キャンプ維持管理費

スポーツ・レクリエーション系施設については、住民がいつでも・どこでもスポーツ・レクリエーションに気軽に参加し親しむことができる環境と機会の充実を図るため、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、適切な維持管理を図ります。

観光施設・保養施設については、自然環境や景観の保全に配慮しながら、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図り、今後も施設の状況を確認しながら維持管理に努めます。

【該当施設】

（スポーツ施設）

運動広場、総合体育館、剣道場、地域青少年センター、鷺泊スキー場ヒュッテ、スキー場休憩小屋、旭ヶ丘プール、パークゴルフ場、鬼脇パークゴルフ場、

（レクリエーション系・観光施設）

アメニティーパーク、利尻富士自然休養林、利尻富士山小屋、姫沼休憩舎、沼浦休憩舎

（保養施設）

利尻富士温泉保養施設

(3) 学校教育系施設・子育て支援施設

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
8 教育の振興	鷺泊小学校大規模改修
	鷺泊小学校大規模改修
	鬼脇地区小中併置校グラウンド改修
	へき地教職員住宅整備
	給食施設及び機器改修
2 産業の振興	遊休施設等再整備事業
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	保育所改修事業

学校教育系施設については、災害時において応急対策活動の拠点となることに加え、指定緊急避難場所としての利用も想定されるため、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら長寿命化計画を基本とし、日常点検、補修及び設備更新等適切な維持管理に努めるとともに、大規模改造や長寿命化改修による施設の長寿命化を図ります。

その他学校教育系施設や子育て支援施設については、適正な維持管理を図るとともに、必要な修繕を行います。

【該当施設】

学校教育系施設：鴛泊小学校、鴛泊中学校、利尻小学校・鬼脇中学校
 旧本泊小学校、旧雄忠志内小学校、旧鬼脇中学校
 子育て支援施設：鴛泊保育所、本泊保育所、鬼脇保育所

(4) 保健・福祉系施設

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者グループホーム整備事業
	特別養護老人ホーム整備事業
	デイサービスセンター整備事業
	介護老人保健施設整備事業

利用者が施設を快適に利用できるよう、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、「利尻富士町障がい福祉計画」や「利尻富士町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、施設の状態に応じて適切な改修を行うとともに、施設の機能維持を図ります。

【該当施設】

老人福祉ホーム、鬼脇福祉の家、ふじの荘、利尻島老人保健施設、特別養護老人ホーム秀峰園、デイサービスセンター、利尻富士町総合保健福祉センター

(5) 医療施設

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
7 医療の確保	鴛泊診療所整備事業

住民の医療需要に応えるため、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、老朽化している施設や設備については適切に更新を行い、住民が将来も安心して適切な医療サービスが受けられるよう取り組みます。

【該当施設】

鬼脇歯科診療所、鴛泊診療所

町立診療所は医療の中心拠点として、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、適切な管理運営に努め、経費負担の軽減を図ります。

(6) 行政系施設

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
3 地域における情報化	防災行政無線整備事業
5 生活環境の整備	消防団格納庫建設

役場庁舎や支所については、災害時において応急対策活動の拠点となることに加え、指定避難所としての利用も想定されるため、適切な修繕・改修による維持管理を行い、施設の長寿命化による中長期的な活用を図るとともに、施設の安全化及び施設機能の確保を図ります。

そのほかの施設については、適切な維持管理を図るとともに、必要な修繕を行い、適切な維持管理に努めます。

【該当施設】

利尻富士町役場庁舎、利尻富士支署庁舎、鬼脇分遣所庁舎、器具格納庫、利尻富士支署消防庁舎、防災物品格納庫、鬼脇除雪センター、利尻富士町防災拠点施設（鬼脇支所）、非常用発電機格納庫、倉庫

(7) 公営住宅

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
5 生活環境の整備	社会資本整備総合交付金事業 （老朽化公営住宅の建替・改修・修繕）
	公営住宅等補修工事

公営住宅については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら「利尻富士町公営住宅等長寿命化計画」を基本として、将来動向に沿った建替え、長寿命化、用途廃止等の適切な維持管理に努めます。

【該当施設】

富士見団地、見晴ヶ丘団地、第2見晴ヶ丘団地、第二見晴ヶ丘団地、富士野団地、本泊団地、第二本泊団地、東富士見団地、第二舟見ヶ丘団地、清川団地、第二清川団地

(8) 供給処理施設

利尻島灯油備蓄施設については、適切な維持管理に努めるとともに、利尻富士町地域防災計画に基づき、自然災害に備えるため防災施設・資材の計画的な整備を促進します。

【該当施設】

利尻島灯油備蓄施設

(9) その他

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	ワーケーション施設等整備事業
	定住促進住宅整備事業
2 産業の振興	新規漁業就業者定住促進住宅整備事業
	富士野園地整備事業
	南浜湿原木道改修事業
	南浜湿原トイレ整備工事
5 生活環境の整備	葬苑建設事業

職員住宅や教員住宅については、劣化状況や利用状況をみながら改修や用途廃止等の方向性を検討します。また、定住促進や就業者向け住宅については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、需要動向に基づいて整備を進めます。

鷺泊火葬場や鬼脇火葬場については、日常点検や計画的な修繕等による施設の長寿命化を図ります。

公衆トイレ等についても、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、施設の老朽・利用状況等に応じて、建替え、改修等を行います。

その他の施設等については、個々の状況に応じ適切な管理を行います。

【該当施設】

鷺泊火葬場、鬼脇火葬場、鷺泊除雪センター、利尻富士町防災拠点施設（鬼脇支所車庫）、職員住宅、教員住宅、漁業担い手支援住宅、移住定住促進住宅、公衆便所 等

2 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針

（1）道路・橋梁

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
4 交通施設の整備、交通手段の確保	鷺泊市街中央線改良事業
	鷺泊市街3号線改良事業
	自然休養林甘露水線舗装事業
	栄町4号線改良事業
	栄町14号線改良事業
	沓形仙法志鷺泊線道路改良事業
	利尻富士利尻線道路改良事業
	橋梁長寿命化計画事業 町道維持補修事業

道路については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な補修・改良による安全な道づくりに努めます。

橋梁については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の日常点検や定期点検を実施し、「事後保全的」な対応から「予防保全的」な対応に転換を図り、地域の道路ネットワークの安全性・信頼性を維持し、修繕・架替えに係わるコスト縮減を図ります。

（2）上水道・下水道

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）：

持続的発展施策区分	事業内容
5 生活環境の整備	老朽管更新事業
	社会資本整備総合交付金事業 （下水道処理場施設等の改築更新）

上水道については、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、長期的な視野に立って水源の安定確保と水道施設の適正な維持管理を図り、安全で良質な水の供給に努めます。

下水道については、水洗化の普及に努めるとともに、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、下水道施設のライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持・修繕及び長寿命化対策を加えた計画的な改築などにより、施設全体の管理を最適化するストックマネジメントを推進していきます。

【該当施設】

鷺泊下水浄化センター、鬼脇下水浄化センター、鬼脇第1地区生活排水処理施設、鬼脇第2地区生活排水処理施設、港町地区生活排水処理施設、生活排水浄化施設1、生活排水浄化施設2

(3) 公園

公園については、定期点検を実施し点検結果を踏まえた修繕等の対応により、利用者が安全に利用できる環境を整備します。

(4) 河川

国・道と連携し、国有林内復旧治山・予防治山事業、砂防事業、民有林内山地治山事業を推進し、土石流などの災害対策に取り組み、荒廃している河川整備を図ります。

(5) その他(港湾ほか)

必要な点検、保全を行い利用者の安全確保に努めるなど、適正に維持管理していきます。また、長寿命化計画による延命化や、各種計画に基づく長期的な視点での施設改修等を進めていきます。

9章 長寿命化対策を反映した今後の見込み

1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方

既に長寿命化計画等個別施設計画を策定済みの施設や今後個別施設計画にあたる計画等を策定する施設については、それぞれの計画に基づき対策を実施することを原則としますが、本町の限られた財政状況を踏まえ、事業量全体の平準化に配慮しながら計画的に実施していくこととします。

そのため、更新、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合、除却等の対策を実施する際には、優先すべき指標を踏まえ、優先度の高い施設から対策を実施します。

優先すべき指標 <以下を踏まえて総合的に判断>

- 立地状況（災害リスク）
- 施設等劣化度（築年数・耐用年数・耐震性）
- 施設重要度（災害時における拠点施設・指定避難所等）
- 施設利用度

表 策定済みの個別施設計画

分類	計画名称
学校教育系施設	利尻富士町学校施設長寿命化計画
公営住宅	利尻富士町公営住宅等長寿命化計画
上記を除く建築系公共施設	利尻富士町個別施設計画
道路	利尻富士町舗装個別計画
橋梁	利尻富士町橋梁長寿命化修繕計画
下水道	利尻富士町公共下水道ストックマネジメント基本計画

2 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針

未利用建物等の未利用資産等については、原則として、未利用町有地の売却を推進する中で、その土地の購入希望を待って、建物等を除却するか、あるいは除却せずに建物等付きで売却するかを決定します。

しかしながら、長期にわたって未利用状態となっている資産等については、町の各種計画での位置づけや政策課題解決などから町が保有する必要性について検討し、町が保有する必要性が低い資産等については、情報を町内外に対し積極的に公表することにより、資産の活用の透明性の確保を図るとともに、民間事業者等への売却・貸付による有効活用を図ります。

一方で、未利用状態となっている建物等のうち、周辺環境の保全や景観維持等を図るために放置することが不適切である建物等については、除却を推進することとします。

3 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果

(1) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

① 建築系公共施設

建築系公共施設については、総延床面積のうち高い割合を占める公営住宅及び学校教育施設について、定期的に各長寿命化計画を見直し、長寿命化対策をすべき施設を選定するとともに、選定結果を踏まえた効果的・効率的な長寿命化対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。

上記以外の施設については、利尻富士町個別施設計画を定期的に見直し、長寿命化対策を図るべき施設については、予防保全的な対策の実施による施設の長寿命化とコスト縮減に努めます。

② 土木系公共施設（インフラ）

道路・橋梁・下水道については、各個別施設計画に基づく長寿命化対策を実施し、長期的な維持管理を図ります。

上水道についても、今後個別施設計画の策定を検討し、定期的な点検と点検結果に基づく効果的・効率的な修繕・更新等を行うことによって、ストックの長寿命化や事業コストの縮減を図ります。

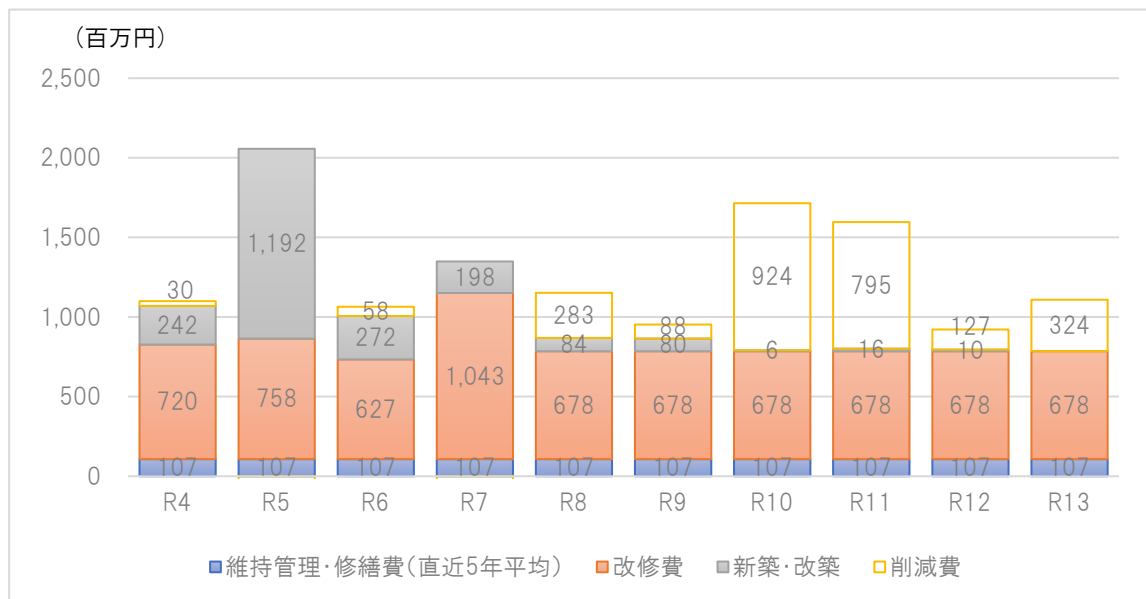
(2) 対策の効果額

公共施設等全体について、令和4年度から13年度までの今後10か年において、令和3年3月末時点の各個別施設計画等にて示された長寿命化対策を反映した場合、単純更新した場合の見込みに比べ、15.8億円のコスト削減効果が見込まれます（次ページ参照）。

しかしながら、現状の施設数を維持した場合、それ以後は、老朽施設が改築周期を迎えるなど、コストの大幅な増加が想定されることから、人口動向や建物等の劣化状況等を踏まえ、定期的な見直しを行う必要があります。

単純更新	長寿命化対策反映
総額 119.7 億円（11.9 億円／年）	総額 103.9 億円（10.4 億円／年） 15.8 億円（1.6 億円／年）の縮減

図 長寿命化対策を反映した場合の見込み



※各個別施設計画、過疎地域持続的発展事業計画等の概算事業費を基に算出

10章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 公共施設等マネジメント推進のための横串機能を持つ組織を構築します。
- 総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する6つの方針を検討します。

(1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、本町としては、各課に対し横串機能を持ち、公共施設等に対して一元管理を行い、全体の調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行う機能を持つ組織の構築を検討します。

(2) 住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

清掃や植栽管理等の業務について協定等に基づき住民団体による維持管理の検討や、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、住民へ提供することによって住民に開かれた公共施設を目指します。

(3) 担い手確保に向けたアウトソーシング体制の構築

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を有する民間企業の担い手にアウトソーシングすることを検討し、そのための体制の構築を進めます。

(4) 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の構築

指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスの提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用体制の構築を進めます。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更にも活用することも検討します。

表 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

(5) 財政との連携体制の構築

そのため、公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めるとともに、財政部門と密に連携します。また、公共施設等マネジメントによる事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについては今後検討します。

(6) 職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのためには、全職員を対象とした講演会やオンラインによる研修等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

2 PDCAサイクルの推進方針

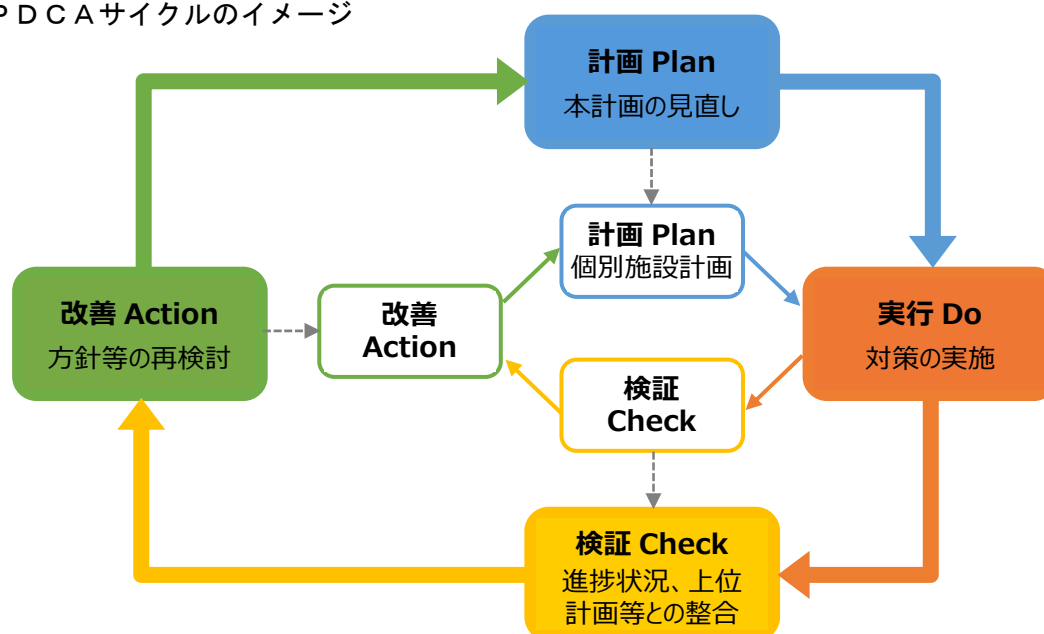
- ・本計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。
- ・総合管理計画の進捗状況等については、議会や住民と情報を共有します。

(1) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。計画の進捗状況等については、適宜評価を実施し、結果に基づき計画を見直すことによって、さらなる公共施設等の適正管理の推進を図ります。

個別施設計画については、本計画に基づき策定し、公共施設等の更新や長寿命化、統廃合、除却等の対策は、個別施設計画に基づき実施します。個別施設計画についても、PDCAサイクルによる適切な管理を行い、進捗状況等について評価を実施し、評価結果に応じて見直します。

図 PDCAサイクルのイメージ



(2) 議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果ならびに評価に基づく変更や対策活動は、議会に報告し、またホームページ等で住民に報告を行います。また必要に応じて、住民への説明会も検討します。

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、住民と行政が、施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し、または支えている多くの住民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集する窓口やそれを整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても積極的に採用します。



利尻富士町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月
(令和 4 年 3 月改訂)